

官報

号外 昭和四十八年六月十四日

第七十一回 衆議院會議録 第四十三号

昭和四十八年六月十四日(木曜日)

議事日程 第三十九号

昭和四十八年六月十四日

午後二時開議

第一 港灣労働法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 都市緑地保全法案(内閣提出)

第三 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 中小小売商業振興法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 港灣労働法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

日程第二 都市緑地保全法案(内閣提出)

日程第三 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十八年六月十四日 衆議院會議録第四十三号 港灣労働法の一部を改正する法律案

案(内閣提出)

日程第四 中小小売商業振興法案(内閣提出)

午後二時六分開議

○議長(前尾繁三郎君) これより會議を開きます。

日程第一 港灣労働法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、港灣労働法の

港灣労働法の一部を改正する法律案

港灣労働法(昭和四十年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五条」を「第五条の二」に、

「第三章 港灣労働者の登録、雇用等」

第一節 日雇港灣労働者の登録、紹介等

第一款 通則(第六条)

第三款 特定港灣以外の港灣における登録、紹介等(第七條―第二十一條)

第四款 日雇港灣労働者の直接雇入れの禁止等(第二十二條―第二十四條)

第四節 常用港灣労働者の使用等(第二十五條―第二十五條の四)

第三節 補則(第二十五條の五―第二十五條の七)

第四章 港灣労働協会

第一節 通則(第二十五條の八―第二十五條の十)

第二節 地区協会(第二十五條の十一―第二十五條の三十九)

第三節 中央協会(第二十五條の四十―第二十五條の四十五)

第四節 監督(第二十五條の四十六―第二十五條の五十)

第二章 第五号中「二月」を「六月」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 登録日雇港灣労働者 第八條第一項(第二十二條第二項において準用する場合を含む。)

の規定による登録を受けた日雇港灣労働者をいふ。

第三條第三項中「関係行政機関」の下に「及び港灣労働協会」を加える。

第二章中第五條の次に次の一條を加える。

(勸告等)

第五條の二 労働大臣は、港灣雇用調整計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業主、事業主の団体その他の関係者に対し、港灣労働者の雇用の調整に関する事項について必要な勸告又は要請をすることができる。

一部を改正する法律案を議題といたします。

港灣労働法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十八年二月十六日

内閣総理大臣 田中 角榮

第三章及び第四章を次のように改める。

第三章 港灣労働者の登録、雇用等

第一節 日雇港灣労働者の登録、紹介等

第一款 通則

(日雇港灣労働者に係る事務の実施機関)

第六條 労働大臣は、第二十五條の十三第一項に規定する雇用調整規程につき同項前段の認可を受けている地区港灣労働協会(次章を除き、以下「地区協会」といふ。)が存する港灣において、公共職業安定所長が行なう日雇港灣労働者の登録、紹介その他需要供給の調整に関する事務のうち日雇港灣労働者の登録及び登録日雇港灣労働者の紹介その他需要供給の調整に関する事務(以下「登録日雇港灣労働者に係る事務」といふ。)を、当該地区協会に行なわせるものとする。

2 労働大臣は、前項の規定により地区協会に登録日雇港灣労働者に係る事務を行なわせることとしたとき、又は地区協会に登録日雇港灣労働者に係る事務を行なわせることとしたときは、当該地区協会が当該事務を開始する日及び当該事務を行なう事務所の所在地又は当該事務を廃止する日を、労働省令で定めるところにより、公表しなければならない。

3 労働大臣は、地区協会が天災その他の事由により登録日雇港灣労働者に係る事務を円滑に処理することが困難となつた場合において必要があるとき、当該事務を公共職業安定所長に行なわせることができる。

4 労働大臣は、前項の規定により公共職業安定所長に登録日雇港灣労働者に係る事務を行なわせることとし、又は公共職業安定所長が行なつてゐる当該事務を行なわせることとするときは、労働省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 第一項の規定により地区協会に登録日雇港灣労働者に係る事務を行なわせる場合又は第三項の規定により公共職業安定所長に当該事務を行なわせることとした場合における当該事務の引継ぎその他公共職業安定所長と地区協会との間における当該事務の引継ぎに關し必要な事項は、労働省令で定める。

第二款 特定港灣における登録、紹介等

(特定港灣における事務)

第七条 地区協会が存する港灣(前条第三項の規定により労働大臣が登録日雇港灣労働者に係る事務を公共職業安定所長に行なわせている場合における当該港灣を除く。以下「特定港灣」という。)において公共職業安定所長及び地区協会が行なう日雇港灣労働者の登録、紹介その他必要供給の調整に關する事務については、この款及び第四款並びに第三節に定めるところによる。

第八条 地区協会は、当該港灣において常時港灣

運送の業務に従事する日雇港灣労働者について、その氏名、その者が主として従事することを希望する業務その他労働省令で定める事項を、日雇港灣労働者登録簿に登録する。

2 前項の日雇港灣労働者登録簿は、地区協会に備える。

3 第一項の規定による登録を受けようとする者は、地区協会に対し、労働省令で定めるところにより、登録の申請をしなければならない。

4 地区協会は、前項の申請をした者(次条において「申請者」という。)が主として従事することを希望する業務の種類に係る第三条第二項第二号の日雇港灣労働者の数(第十二条において「日雇港灣労働者の定数」という。)を限度として第一項の規定による登録を行なうものとする。

(登録の拒否)

第九条 地区協会は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による登録を拒否しなければならない。

一 その者が主として従事することを希望する業務に常時従事するために必要な能力を有しない者

二 第十一条第一項第二号から第八号までのいずれかに該当したことにより登録日雇港灣労働者の登録を取り消された者であつて、その登録を取り消された日から起算して一年を経過していないもの

三 港灣運送の業務の正常な遂行をみだりに妨げるおそれのある者その他港灣運送の業務に使用されるのに必要な適格性を欠く者

2 地区協会は、申請者に対し、健康診断又は体力若しくは技能に關する検査を受けること、その他申請者の能力を判定するために必要な事項を指示することができる。この場合において、申請者が正当な理由がなくその指示に従わないときは、地区協会は、前条第一項の規定による登録を拒否しなければならない。

地区協会は、前二項の規定により登録を拒否

したときは、遅滞なく、理由を附してその旨を申請者に通知しなければならない。

(日雇港灣労働者登録票及び日雇港灣労働者手帳)

第十条 地区協会は、第八条第一項の規定による登録をしたときは、登録日雇港灣労働者に日雇港灣労働者登録票及び日雇港灣労働者手帳を交付しなければならない。

(登録の取消)

第十一条 地区協会は、登録日雇港灣労働者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の登録を取り消さなければならない。

一 第九条第一項第一号又は第三号に該当するに至つたと認められるとき

二 正当な理由がなく、地区協会の紹介する港灣運送の業務につくことをしばしば拒んだとき

三 正当な理由がなく、地区協会が第十七条第二項の規定により指示する訓練を受けることをしばしば拒んだとき

四 港灣運送の業務に従事する際、日雇港灣労働者登録票の携帯をしばしば怠つたとき

五 日雇港灣労働者登録票又は日雇港灣労働者手帳を他人に譲渡し、又は貸与したとき

六 第十七条第一項の規定に違反して、出頭をしばしば怠つたとき

七 偽りその他不正の行為により第八条第一項の規定による登録を受けたとき

八 偽りその他不正の行為により雇用調整手当の支給を受け、又は受けようとしたとき

2 第九条第三項の規定は、前項の規定により登録を取り消した場合に準用する。

第十二条 地区協会は、港灣雇用調整計画が策定され、又は変更されたことにより当該港灣雇用調整計画に係る日雇港灣労働者の定数が減少し、当該定数に係る種類の業務について登録を受けている登録日雇港灣労働者の数が当該定数を上回るに至つたときは、労働大臣の承認を受

けて、その上回る数を限度として、登録日雇港灣労働者の登録を取り消すことができる。

2 前項の承認は、当該港灣における日雇港灣労働者の定数に係る種類の業務について登録を受けている登録日雇港灣労働者の数が当該定数を多数上回つており、その自然の減少のみによつては相當の期間を経過しても登録日雇港灣労働者の数が当該定数以下となる見通しがないため、当該港灣における登録日雇港灣労働者の適正な就労日数その他の労働条件の維持が困難であり、かつ、その状態が短期間に改善されることが困難であると認められる場合に行なうものとする。この場合において、労働大臣は、中央職業安定審議会の意見をきかなければなら

い。

3 第一項の規定による登録の取消は、港灣運送の業務に従事した期間、生活の状況、港灣運送の業務に従事する能力及び適格性等の事情を考慮して労働省令で定める順位によつてしなければならない。

4 第九条第三項の規定は、第一項の規定により登録を取り消した場合に準用する。

(登録に關する差別取扱の禁止)

第十三条 地区協会は、第八条第一項の規定による登録、第九条第一項若しくは第二項の規定による登録の拒否又は第十一条第一項若しくは前条第一項の規定による登録の取消を行なうにあつては、その者の人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別取扱をしてはならない。

(登録委員会の意見の聴取)

第十四条 地区協会は、第八条第一項の規定による登録、第九条第一項若しくは第二項の規定による登録の拒否又は第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定による登録の取消を行なうときは、第二十五条の三十五第一項に規定する登録委員会の意見をきかなければ

ならない。

らない。

(公共職業安定所長に対する報告)

第十五条 地区協会は、第八条第一項の規定による登録又は第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定による登録の取消しを行なつたときは、労働省令で定めるところにより、当該日雇港労働者の氏名その他労働省令で定める事項を公共職業安定所長に報告しなければならない。

(日雇港労働者の紹介)

第十六条 事業主は、日雇港労働者を雇い入れようとするときは、地区協会に日雇港労働者に係る求人申込みをしなければならぬ。

2 地区協会は、事業主が申し込んだ日雇港労働者に係る求人に対して登録日雇港労働者を紹介するものとし、登録日雇港労働者によつてはその求人充足することができなかつたときは、当該求人充足することができなかつた求人公共職業安定所に連絡するものとする。

3 前項の規定により求人との連絡を受けた公共職業安定所は、当該求人に対して登録日雇港労働者以外の日雇港労働者(以下「非登録日雇港労働者」という。)を紹介するものとする。

4 前項の規定により事業主に非登録日雇港労働者を紹介した公共職業安定所は、当該紹介に係る事業主の氏名又は名称並びに非登録日雇港労働者の氏名及び雇用期間を、地区協会に通知するものとする。

5 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第二十条の規定は、第二項の規定により地区協会が登録日雇港労働者の紹介を行なう場合に準用する。

(登録日雇港労働者の出頭等)

第十七条 登録日雇港労働者は、日曜日その他労働省令で定める日を除き、地区協会の指示するところにより、港灣運送の業務に紹介を受けるために出頭しなければならない。ただし、疾病又は負傷、地区協会の紹介による港灣運送の業務への就労その他労働省令で定める理由があるときは、この限りでない。

るときは、この限りでない。

2 地区協会は、前項の規定により出頭したにもかかわらず、事業主に雇用されるに至らなかつた登録日雇港労働者に対し、その者の知識、技能及び経験、日雇港労働者に係る求人の状況等からみて必要があると認めるときは、第二十五条の十二第一項第三号の訓練を受けることを指示することができる。

3 地区協会は、登録日雇港労働者が第一項の規定により出頭したときは、日雇港労働者手帳の提出を求め、その者に対する港灣運送の業務への紹介及び前項の規定による指示に関する事項その他労働省令で定める事項を記載したうえ、その者に当該日雇港労働者手帳を返還しなければならない。

(登録日雇港労働者の雇用期間の延長の承認)

第十八条 地区協会は、事業主がその雇用する登録日雇港労働者をその者に係る求人の申込みの内容とした雇用期間(その雇用期間について次条第一項の規定による指示があつたときは、その指示された期間)をこえて引き続き雇用することについて申請をしたときは、期間を定め、雇用期間の延長を承認することができる。

事業主が当該延長した雇用期間をこえてさらに引き続き雇用することについて申請をしたときも、同様とする。

(日雇港労働者の雇用期間の短縮の指示)

第十九条 地区協会は、登録日雇港労働者の適正な就労日数を確保し、又は登録日雇港労働者に係る求人の充足の不均衡を是正するために必要があると認めるときは、事業主が雇い入れ、又は引き続き雇用しようとする登録日雇港労働者の雇用期間の短縮を指示することができる。

2 地区協会は、前項の指示を行なつたときは、その旨を公共職業安定所長に報告しなければならない。

3 公共職業安定所長は、前項の報告を受けた場合

合において、登録日雇港労働者の適正な就労日数を確保するために非登録日雇港労働者の雇用期間を短縮する必要があると認めるときは、事業主が雇い入れようとする非登録日雇港労働者の雇用期間の短縮を指示することができる。

(日雇港労働者の紹介停止)

第二十条 地区協会は、日雇港労働者に係る求人の申込みをした事業主が、正当な理由がなく当該求人について紹介を受けた登録日雇港労働者を雇い入れなかつたときは、公共職業安定所長の承認を受けて、七日以内の期間を定め、その期間、当該事業主に対し、登録日雇港労働者の紹介を行なわないことができる。

2 地区協会は、前項の規定により登録日雇港労働者の紹介を行なわないこととしたときは、当該期間、当該事業主の日雇港労働者に係る求人の申込みを受理しないものとする。

第二十一条 地区協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公共職業安定所長の承認を受けて、一月をこえない範囲内において労働省令で定める期間、当該事業主に対し、登録日雇港労働者の紹介を行なわないことができる。

一 事業主が第十八条の承認を受けずに登録日雇港労働者を引き続き雇用したとき。

二 事業主が第二十四条に規定する雇用期間をこえて非登録日雇港労働者を引き続き雇用したとき。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により登録日雇港労働者の紹介を行なわないこととした場合に準用する。

第三款 特定港灣以外の港灣における登録、紹介等

(特定港灣以外の港灣における事務)

第二十二条 特定港灣以外の港灣において公共職業安定所長が行なう日雇港労働者の登録、紹介その他需要供給の調整に関する事務については、この款及び次款並びに第三節に定めるところによる。

ろによる。

2 第八条から第十三条まで、第十七条、第十八条、第十九条第一項、第二十条第一項及び第二十一条第一項の規定は、前項の事務について準用する。この場合において、これらの規定中「地区協会」とあるのは、第八条第二項、第十一条第一項第二号及び第十七条第一項ただし書の規定にあつては「公共職業安定所」と読み替へるものとし、第十二条第一項中「ときは、労働大臣の承認を受けて」とあるのは「場合において、労働大臣が指示したときは」と、同条第二項中「承認」とあるのは「指示」と、第十七条第二項中「第二十五条の十二第一項第三号」とあるのは「第二十五条の十二第一項第三号又は第二十九条第二号」と、第十九条第一項中「又は引き続き雇用しようとする」とあるのは「若しくは引き続き雇用しようとする」と読み替へるものとする。

登録日雇港労働者又は雇い入れようとする非登録日雇港労働者」と、第二十条第一項及び第二十一条第一項中「ときは、公共職業安定所長の承認を受けて」とあるのは「ときは、登録日雇港労働者の紹介」とあるのは「日雇港労働者の紹介」と読み替へるものとする。

3 公共職業安定所は、事業主が申し込んだ日雇港労働者に係る求人に対して求職者を紹介するときは、まず登録日雇港労働者を、登録日雇港労働者によつてはその求人充足することのできない場合において紹介するものとする。

4 第二項において準用する第九條第一項若しくは第二項、第十一條第一項、第十八條若しくは第十九條第一項、第二十一条第一項の規定による登録の拒否、登録の取消し、指示、承認若しくは紹介停止又は前項の規定による紹介は、労働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定める基準によつてしなければならない。

昭和四十八年六月十四日 衆議院會議録第四十三号 港務労働法の一部を改正する法律案

第四款 日雇港務労働者の直接雇入れの禁止等

(直接雇入れの禁止)

第二十三条 事業主は、公共職業安定所又は地区協会の紹介を受けて港務運送の業務に使用するために雇入れた者でなければ、日雇港務労働者として港務運送の業務に使用してはならない。ただし、天災により求人の申込みをすることができないことその他の労働省令で定める理由があるときは、この限りでない。

2 事業主は、前項ただし書の規定に該当する場合において、同項本文に規定する者以外の者を日雇港務労働者として港務運送の業務に使用するときは、労働省令で定めるところにより、当該日雇港務労働者の雇用期間その他労働省令で定める事項を公共職業安定所長及び地区協会に届け出なければならない。

(非登録日雇港務労働者の雇用期間の延長の禁止)

第二十四条 事業主は、その雇用する非登録日雇港務労働者をその者に係る求人の申込みの内容とした雇用期間をこえて引き続き日雇港務労働者として雇用してはならない。

第二節 常用港務労働者の使用等

(常用港務労働者の雇入れの届出)

第二十五条 事業主は、その雇用する労働者を常時港務運送の業務に従事する常用港務労働者として使用しようとするときは、労働省令で定めるところにより、その者の氏名、その者が主として従事する業務その他労働省令で定める事項を、公共職業安定所長に届け出なければならない。

2 事業主は、前項の規定による届出に係る労働者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、労働省令で定めるところにより、その者の氏名その他労働省令で定める事項を、公共職業安定所長に届け出なければならない。

一 死亡したとき。

二 離職したとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、常時港務運送の業務に従事する常用港務労働者でなくなつたとき。

(常用港務労働者証の交付)

第二十五条の二 公共職業安定所長は、前条第一項の規定による届出をした事業主に對し、その届出に係る常用港務労働者の常用港務労働者証を交付する。

2 事業主は、前項の規定により常用港務労働者証の交付を受けたときは、当該常用港務労働者証に係る常用港務労働者に当該常用港務労働者証を交付しなければならない。

(常用港務労働者の臨時使用の届出)

第二十五条の三 事業主は、その雇用する労働者を常時港務運送の業務に従事する常用港務労働者以外の常用港務労働者(次条において「臨時使用に係る常用港務労働者」という。)として使用しようとするときは、労働省令で定めるところにより、その者の氏名、使用期間その他労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

(常用港務労働者の臨時使用の制限)

第二十五条の四 労働大臣は、港務運送に必要な労働力の需要供給の状況等の著しい変動のため港務運送の業務につくことができない登録日雇港務労働者が著しく多数発生した港務がある場合において、登録日雇港務労働者の適正な就労日数を確保するために特に必要があると認めるときは、期間を定めて、当該港務を、臨時使用に係る常用港務労働者の使用を禁止する港務として指定することができる。

2 事業主は、前項の規定による指定に係る港務において、同項の規定により労働大臣が定めた期間内は、臨時使用に係る常用港務労働者を使用してはならない。ただし、すでに前条の規定による届出があつた臨時使用に係る常用港務労働者の使用については、当該届出に係る使用期間

働者の使用については、当該届出に係る使用期間内は、この限りでない。

3 労働大臣は、第一項の規定による指定をしうとするときは、あらかじめ中央職業安定審議会の意見をきいて定めた基準によつてしなければならない。

4 労働大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該港務において公表しなければならない。

第三節 補則

(港務労働者の義務)

第二十五条の五 登録日雇港務労働者は、港務運送の業務に従事するときは、日雇港務労働者登録票を携帯し、公共職業安定所の当該職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

2 登録日雇港務労働者は、日雇港務労働者登録票及び日雇港務労働者手帳を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 登録日雇港務労働者は、公共職業安定所から港務運送の業務以外の業務への紹介を受けてその業務についたときは、公共職業安定所長に日雇港務労働者手帳を提出し、その旨の記載を受けなければならない。

4 第一項及び第二項の規定は、常用港務労働者について準用する。この場合において、第一項中「日雇港務労働者登録票」とあり、及び第二項中「日雇港務労働者登録票及び日雇港務労働者手帳」とあるのは、「常用港務労働者証」と読み替へるものとする。

(港務労働者の紹介停止)

第二十五条の六 公共職業安定所長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該事業主に紹介する港務労働者の福祉を害するおそれがあると認めるときは、一月をこえない範囲内において労働省令で定める期間、当該事業主に

對し、港務労働者の紹介を行なわないことができる。

一 事業主の雇用する港務労働者の労働条件が法令に違反するとき。

二 事業主が偽りの求人条件により港務労働者を雇用したとき。

2 公共職業安定所長は、前項の規定により港務労働者の紹介を行なわないこととしたときは、地区協会に對し、当該期間、当該事業主に登録日雇港務労働者を紹介してはならない旨を指示するものとする。

3 第二十二條第四項の規定は、第一項の紹介停止について準用する。

4 地区協会は、第一項各号に掲げる事実があると認めるときは、公共職業安定所長に報告するものとする。

(労働省令への委任)

第二十五条の七 この章に定めるもののほか、日雇港務労働者の登録、登録の拒否、登録の取消し、紹介、紹介停止並びに雇用期間の延長の承認及び短縮の指示、登録日雇港務労働者の出頭及び訓練の指示並びに日雇港務労働者登録票、日雇港務労働者手帳及び常用港務労働者証に關し必要な事項は、労働省令で定める。

第四章 港務労働協会

第一節 通則

(種類)

第二十五条の八 港務労働協会(以下「協会」という。)は、次に掲げるものとする。

一 地区港務労働協会(以下この章において「地区協会」という。)

二 中央港務労働協会(以下この章において「中央協会」という。)

(人格等)

第二十五条の九 協会は、法人とする。

2 協会でないものは、その名称中に港務労働協会という文字を用いてはならない。

(登記)

第二十五条の十 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二節 地区協会

(設立)

第二十五条の十一 地区協会は、政令で指定する港灣ごとに一個とする。

(業務)

第二十五条の十二 地区協会は、次の業務を行なうものとする。

一 日雇港灣労働者の登録を行なうこと。
二 登録日雇港灣労働者を港灣運送の業務に紹介すること。

三 登録日雇港灣労働者に対して港灣運送の業務に従事するために必要な知識及び技能を習得させるための訓練を行なうことその他登録日雇港灣労働者の需要供給の調整を行なうこと。

四 登録日雇港灣労働者の雇用機会の確保を図ること。

五 登録日雇港灣労働者に対して医師による健康診断を行なうこと。

六 前各号に掲げるもののほか、登録日雇港灣労働者の雇用の安定、福祉の増進及びこれらに関連する業務を行なうこと。

2 地区協会は、前項の業務のほか、次の業務を行なうことができる。

一 第四十四条第二項の規定による労働大臣の認可を受けて、同条第一項の納付金事務を処理すること。

二 第五十六条第一項の規定による労働大臣の認定を受けて、中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第二条第三項の退職金共済契約を締結し、同法の定めるところにより当該退職金共済契約に係る事務を行なうこと。

うこと。

3 地区協会は、第一項第六号に掲げる業務を行なうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

4 地区協会は、第一項の業務を行なうにあつては、港灣雇用調整計画に即応するように努めなければならない。

(雇用調整規程)

第二十五条の十三 地区協会は、前条第一項第一号から第四号までに掲げる業務(以下「雇用調整業務」という。)について、当該業務の開始前に、当該業務の実施に必要の規程(以下「雇用調整規程」という。)を定め、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 雇用調整規程には、次の事項を定めなければならない。

一 日雇港灣労働者の登録及び登録の拒否並びに登録日雇港灣労働者の登録の取消しに関する基準及び手続

二 登録日雇港灣労働者の紹介及び紹介停止に関する基準及び手続

三 登録日雇港灣労働者の訓練に関する基準及び手続

四 登録日雇港灣労働者の雇用期間の延長の承認及び短縮の指示に関する基準及び手続

五 登録日雇港灣労働者の雇用機会の確保の方法その他必要な事項

3 雇用調整規程は、その内容が次の各号に適合するものでなければならない。

一 法令及び中央協会が定める雇用調整規程に関する基準に違反しないこと。

二 特定の日雇港灣労働者又は事業主に対して不当な差別取扱いをするものでないこと。

4 労働大臣は、雇用調整規程が前項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該地区協会に対し、その雇用調整規程を変更すべきことを命じ、又は第一項の認可を取り消すことができる。

とができる。

5 労働大臣は、第一項の認可をし、又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、中央職業安定審議会の意見をきかなければならない。

6 地区協会は、雇用調整規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

(関係労働者の意見の聴取)

第二十五条の十四 地区協会は、雇用調整規程を定めようとするときは、労働省令で定めるところにより、関係労働者を代表する者の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(会員の資格)

第二十五条の十五 会員は、港灣雇用調整計画に沿ひ、かつ、雇用調整規程に従ひ、共同して、登録日雇港灣労働者の雇用機会の確保その他雇用の安定を図るよう努めなければならない。

(会員の資格)
第二十五条の十六 地区協会の会員の資格を有するものは、事業主とする。

(会員の加入)
第二十五条の十七 地区協会は、事業主が地区協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのにその加入を拒み、又はその加入について不当な条件をつけてはならない。

(会費)
第二十五条の十八 地区協会は、定款で定めるところにより、会員から会費を徴収することができる。

(発起人)
第二十五条の十九 地区協会を設立するには、その会員にならうとする十人以上のものが発起人となることを要する。

(創立総会)
第二十五条の二十 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともにその会議の開

催日の少なくとも二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3 創立総会の議事は、会員の資格を有するもので、その創立総会の開催日までに発起人に対して会員となる旨を申し出たものの二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(設立の認可)

第二十五条の二十一 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款及び労働省令で定める事項を記載した書面を労働大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 労働大臣は、設立の認可をしようとするときは、前項の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手続又は定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款に虚偽の記載がないこと。

三 職員、設備、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

四 前号に定めるもののほか、業務が公正かつ的確に行なわれ、登録日雇港灣労働者の雇用の安定及び福祉の増進に資することが確実にあると認められること。

3 労働大臣は、第一項の認可をしようとするときは、中央職業安定審議会の意見をきかなければならない。

(事務の引継ぎ)
第二十五条の二十二 発起人は、設立の認可があつたときは、遅滞なく、その事務を地区協会の会長となるべき者に引き継がなければならない。

昭和四十八年六月十四日 衆議院會議録第四十三号 港務労働法の一部を改正する法律案

九七八

(成立の時期等)

第二十五条の二十三 地区協会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

2 地区協会は、成立の日から二週間以内、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

(定款)

第二十五条の二十四 地区協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 業務

四 主たる事務所の所在地

五 会員の資格並びに加入及び脱退に関する事項

六 会議に関する事項

七 役員に関する事項

八 会計に関する事項

九 会費に関する事項

十 事業年度

十一 解散に関する事項

十二 定款の変更に関する事項

十三 公告の方法

2 定款の変更は、労働大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(役員)

第二十五条の二十五 地区協会の役員として、会長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

2 地区協会の役員として、前項の理事及び監事のほか、定款で定めるところにより、非常勤の理事及び監事を置くことができる。

3 会長は、地区協会の代表とし、その業務を総理する。

4 理事は、定款で定めるところにより、会長を補佐して業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

5 監事は、地区協会の業務及び経理の状況を監査する。

(役員の任免及び任期)

第二十五条の二十六 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

2 前項の規定による役員の選任は、労働大臣の認可を受けなければならない。

3 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、設立当時の役員の任期は、一年六月以内において創立総会で定める期間とする。

(役員の欠格条項)

第二十五条の二十七 次の各号のいずれかに該当する者は、地区協会の役員になることはできない。

一 この法律、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第五十条若しくは第六十二条又は職業安定法第四十四条の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わらぬ、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

二 前号に掲げる法律の規定以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わらぬ、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

(監事の兼職禁止)

第二十五条の二十八 監事は、地区協会の会長、理事又は職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第二十五条の二十九 地区協会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、定款で定めるところにより、監事が地区協会の代表とする。

(雇用調整業務につかせる者)

第二十五条の三十 地区協会は、労働省令で定めるところにより、雇用調整業務につかせる役員

及び職員に労働省令で定める雇用調整業務に関する講習を受けさせなければならない。

2 地区協会は、第二十五条の二十七各号のいずれかに該当する者を雇用調整業務につかせるならない。

3 第二十五条の二十七各号のいずれかに該当する者は、雇用調整業務を行なつてはならない。

(秘密保持義務)

第二十五条の三十一 役員若しくは雇用調整業務に従事する職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(役員等の公務員たる性質)

第二十五条の三十二 役員及び雇用調整業務に従事する職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(決算関係書類の備付け等)

第二十五条の三十三 会長は、通常総会の開催日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所備えて置かなければならない。

2 会長は、監事の意見書を添えて前項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

(総会)

第二十五条の三十四 会長は、定款で定めるところにより、毎年一回、通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- 三 雇用調整規程の設定又は変更
- 四 解散

五 会員の除名

六 前各号に掲げるもののほか、定款で定める事項

4 総会の議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の過半数で決する。ただし、前項第一号又は第三号から第五号までの事項に係る議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(登録委員会)

第二十五条の三十五 地区協会には、登録委員会を置かなければならない。

2 登録委員会は、地区協会の会長の諮問に応じ、第八条第一項の規定による登録、第九条第一項若しくは第二項の規定による登録の拒否又は第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定による登録の取消しの処分について意見を述べる。

3 登録委員会は、関係労働者を代表する委員、関係事業主を代表する委員及び学識経験のある委員各二人をもつて組織する。

4 委員は、地区協会の会長が労働大臣の承認を受けて委嘱する。この場合において、関係労働者を代表する委員については、労働省令で定めるところにより、港務労働者の加入している労働者の団体が推せんした者のうちから委嘱するものとする。

(解散)

第二十五条の三十六 地区協会は、次の理由によつて解散する。

- 一 総会の議決
- 二 破産
- 三 設立の認可の取消し
- 四 第二条第一号又は第二十五条の十一に規定する指定の解除
- 五 前項第一号に掲げる理由による解散は、労働大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(清算人)

第二十五条の三十七 清算人は、前条第一項第一号に掲げる理由による解散の場合には総会において選任し、同項第三号又は第四号に掲げる理由による解散の場合には労働大臣が選任する。

(財産の処分等)

第二十五条の三十八 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て労働大臣の認可を受けなければならない。ただし、総会が議決をしないとき、又はすることができないときは、総会の議決を経ることを要しない。

2 前項の規定により清算人が財産処分の方法を定めるときは、残余財産は、地区協会と類似の港湾労働者の福祉の増進のための活動を行なう団体に帰属させるものとしなければならない。

3 前項に規定する団体がなくときは、当該残余財産は、国に帰属する。

(準用)

第二十五条の三十九 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条、第五十条、第五十六条、第六十一条第二項、第六十二条及び第六十四条から第六十六条までの規定は地区協会の設立、管理及び運営について、同法第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係る部分を除く。)及び第八十三条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項(解散に係る部分を除く。)、第三十六条、第三十七条ノ二、第三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三十六条、第三十七条並びに第三十八条の規定は地区協会の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第五十六条中「裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「労働大臣ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「港湾労働法第二十五条の三十七」と読み替へるものとする。

第三節 中央協会

(設立)

第二十五条の四十 中央協会は、全国を通じて一個とする。

(業務)

第二十五条の四十一 中央協会は、会員間の連絡及び調整並びに会員に対する指導及び援助を行なうほか、次の業務を行なうものとする。

一 雇用調整規程に関する基準を定めること。

二 前号に掲げるもののほか、登録日雇港湾労働者の雇用の安定、福祉の増進及びこれらに関連する業務を行なうこと。

2 中央協会は、前項第二号に掲げる業務を行なおうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

3 第二十五条の十二第四項の規定は、中央協会が第一項の業務を行なう場合に準用する。

(雇用調整規程に関する基準)

第二十五条の四十二 中央協会は、雇用調整規程に関する基準を定めようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 第二十五条の十三第二項から第六項までの規定は、前項の雇用調整規程に関する基準について準用する。この場合において、同条第二項中「次の事項」とあるのは「次の事項に関する基本的な事項」と、同条第三項第一号中「法令及び中央協会が定める雇用調整規程に関する基準」とあるのは「法令」と、同条第四項中「当該地区協会」とあるのは「中央協会」と、同項及び同条第五項中「第一項」とあるのは「第二十五条の四十二第一項」と、同条第六項中「地区協会」とあるのは「中央協会」と読み替へるものとする。

(会員)

第二十五条の四十三 中央協会の会員の資格を有するものは、地区協会とする。

2 地区協会は、すべて中央協会の会員となる。

(発起人)

第二十五条の四十四 中央協会を設立するには、第二十五条の四十四 中央協会を設立するには、

二以上の地区協会が発起人となることを要する。

(準用)

第二十五条の四十五 第二十五条の十八、第二十五条の二十から第二十五条の二十九まで、第二十五条の三十三及び第二十五条の三十四(第三項第五号を除く。)並びに民法第四十四条、第五十条、第五十六条、第六十一条第二項、第六十二条及び第六十四条から第六十六条までの規定は中央協会の設立、管理及び運営について、第二十五条の三十六(第一項第四号を除く。)、第二十五条の三十七及び第二十五条の三十八並びに同法第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係る部分を除く。)及び第八十三条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項(解散に係る部分を除く。)、第三十六条、第三十七条ノ二、第三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三十六条、第三十七条並びに第三十八条の規定は中央協会の解散及び清算について準用する。この場合において、第二十五条の二十四第一項第五号中「会員の資格並びに加入及び脱退に関する事項」とあるのは「会員の資格に関する事項」と、第二十五条の三十四第三項第三号中「雇用調整規程」とあるのは「雇用調整規程に関する基準」と、同条第四項中「前項第一号又は第三号から第五号まで」とあるのは「前項第一号、第三号又は第四号」と、第二十五条の三十七中「同項第三号又は第四号」とあるのは「同項第三号」と、民法第五十六条中「裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「労働大臣ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「港湾労働法第二十五条の四十五」と読み替へるものとする。

第四節 監督

(決算関係書類の提出)

第二十五条の四十六 協会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から一月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を労働大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収等)

第二十五条の四十七 地区協会は、登録日雇港湾労働者の紹介の状況その他労働省令で定める事項を、労働省令で定めるところにより、定期的に、公共職業安定所長に報告しなければならない。

2 労働大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、協会に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又は当該職員に、協会の事務所に立ち入り、関係者に対して質問し、若しくは帳簿書類の検査をさせることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第二十五条の四十八 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関して監督上必要な命令をすることができる。

(役員等の解任命令)

第二十五条の四十九 労働大臣は、協会の役員又は雇用調整業務に従事する地区協会の職員がこの法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは雇用調整規程に違反する行為をしたとき、又は雇用調整業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、当該協会に対し、その役員又は職員を解任すべきことを命ずることができる。

(設立の認可の取消し)

第二十五条の五十 労働大臣は、協会が次の各号

昭和四十八年六月十四日 衆議院會議録第四十三号 港灣労働法の一部を改正する法律案

のいづれかに該当するときは、設立の認可を取り消すことができる。

一 法令、定款又は雇用調整規程に違反した運営を行つたとき。

二 前二条の規定による命令に違反したとき。

三 雇用調整業務を実施しなかつたとき。

第二十九条に次のただし書を加える。

ただし、地区協会が存する港灣においては、第二号の業務は、行なわないものとする。

第三十条第一項中、「その該当することについて、公共職業安定所長を」とその該当することについて、公共職業安定所長(特定港灣以外の港灣においては、公共職業安定所長)の証明を、第二号に該当する者についてはその該当することについての地区協会に、同項第一号中「第二十條第一項の規定により公共職業安定所に」と第二十條第一項(第二十二條第二項において準用する場合を含む。)の規定によりに改め、同項第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十五条の十二第一項第三号の訓練を受ける者

第三十条第二項中「該当する日につき」の下に「労働省令で定めるところにより」を加える。

第三十一条第二項中「業務について」の下に「公共職業安定所に」を加える。

第三十二条第一項中「公共職業安定所」を「地区協会(特定港灣以外の港灣においては、公共職業安定所)」に、第二十九条第二号の訓練を「第二十五条の十二第一項第三号の訓練(地区協会が存する港灣以外の港灣においては、第二十九条第二号の訓練)」に改める。

第三十四条中「第二十條第二項」を「第二十二條第二項において準用する第十七條第二項」に改める。

第三十五条第三項中「当該事業主が港灣運送の業務に使用するために雇用した日雇港灣労働者の労働省令で定める方法により算出した延数を」と「当該事業主がその月において港灣運送の業務に使用するために雇用した日雇港灣労働者の労働省令で定める方法により算出した延数を」と改める。

使用するために雇用した日雇港灣労働者の当該雇用に係る就労日数を合計して得た数をに改め、「控除した額」の下に「その月において離職した常時港灣運送の業務に従事する常用港灣労働者であつて当該離職の日が当該事業主に雇用された日から六月以内であるものの当該雇用期間の総日数を合計して得た数を労働大臣が定める金額に乘じて得た額との合計額を加える。

第四十八條第二項中「(明治二十九年法律第八十九号)を削る。

第五十六條第一項中「(昭和三十四年法律第六十号)を削る。

第五十七條の次に次の一条を加える。

(地区協会を存する港灣における認定)

第五十七條の二 地区協会が存する港灣に第五十六條第一項の規定による労働大臣の認定を受けた事業主団体がある場合において、地区協会が同項の規定による労働大臣の認定を受けたときは、当該事業主団体に係る当該認定は、その効力を失ふものとする。この場合において、当該事業主団体が締結していた中小企業退職金共済法第二條第三項の退職金共済契約及びこれに基づく同条第六項の共済契約者としての権利義務は、当該地区協会が引き継ぐものとし、当該港灣における登録日雇港灣労働者は、引き続き、当該引き継がれた退職金共済契約に基づき同条第七項の被共済者であるものとする。

第六十一條第一項中「第十三條第二項」を「第二十五条の二第一項」に改める。

第六十四條中「公共職業安定所」の下に「若しくは地区協会」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(日雇港灣労働者の登録に関する不服申立て)

第六十四條の二 地区協会が行なつた日雇港灣労働者の登録に関する処分不服がある者は、都道府県知事に対して行政不服審査法(昭和三十三年法律第六十号)による審査請求をすることができ。

第六十五條第三項中「(昭和三十七年法律第六十号)を削る。

第六十九條中「及び雇用促進事業団」を「雇用促進事業団及び協会」に改める。

第七十條に後段として次のように加える。

この場合において必要な関係規定の技術的説替へについては、政令で定める。

第七十二條第一項中「三万円」を「十万円」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第二十三條第一項又は第二十五条の四第二項の規定に違反したとき。

第七十二條第二項中「三万円」を「十万円」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 第六十二條の規定による報告をせず、又は偽りの報告をしたとき。

第七十二條第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 地区協会が第二十五条の三十第二項の規定に違反したときは、その行為をした地区協会の役員又は職員は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

3 協会が第二十五条の四十七第二項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その行為をした協会の役員又は職員は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第七十二條の次に次の一条を加える。

第七十二條の二 第二十五条の三十第三項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第七十三條中「二万円」を「五万円」に改め、同条第一号を次のように改める。

九八〇

第六十五條第三項中「(昭和三十七年法律第六十号)を削る。

第六十九條中「及び雇用促進事業団」を「雇用促進事業団及び協会」に改める。

第七十條に後段として次のように加える。

この場合において必要な関係規定の技術的説替へについては、政令で定める。

第七十二條第一項中「三万円」を「十万円」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第二十三條第一項又は第二十五条の四第二項の規定に違反したとき。

第七十二條第二項中「三万円」を「十万円」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 第六十二條の規定による報告をせず、又は偽りの報告をしたとき。

第七十二條第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 地区協会が第二十五条の三十第二項の規定に違反したときは、その行為をした地区協会の役員又は職員は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

3 協会が第二十五条の四十七第二項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その行為をした協会の役員又は職員は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第七十二條の次に次の一条を加える。

第七十二條の二 第二十五条の三十第三項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第七十三條中「二万円」を「五万円」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第二十三條第一項、第二十五条第一項若しくは第二項又は第二十五条の三の規定に違反したとき。

第七十三條に次の一項を加える。

2 地区協会が第二十五条の四十七第一項の規定に違反したときは、その行為をした地区協会の役員又は職員は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

3 協会が第二十五条の四十七第二項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その行為をした協会の役員又は職員は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第七十二條の次に次の一条を加える。

第七十二條の二 第二十五条の三十一に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

三 第二十五条の十七の規定に違反したとき。

四 第二十五条の三十一第一項に規定する講習を受けさせないで、役員又は職員を雇用調整業務につかせたとき。

五 第二十五条の三十三第一項(第二十五条の四十五において準用する場合を含む。)の規定

に違反して報告せず、又は偽りの報告をしたときは、その行為をした地区協会の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

第七十四條第一項中「五千元」を「三万円」に改め、同項第一号中「第十四條第一項」を「第二十五条の二第二項」に改め、同条第二項中「五千元」を「三万円」に改め、同項第一号中「第九條第三項」を「第二十五条の五第二項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第六十一條第二項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第七十四條に次の一項を加える。

3 第二十五条の三十一の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第七十五條第一項中「前三條」を「第七十二條第一項若しくは第四項、第七十三條第一項又は前条第一項若しくは第二項第二号若しくは第三号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十五條の二 協会が次の各号のいづれかに該当するときは、その行為をした協会の発起人、役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

一 第二十五条の十第一項の規定に違反したとき。

二 第二十五条の十二第一項若しくは第二項又は第二十五条の四十一に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

三 第二十五条の十七の規定に違反したとき。

四 第二十五条の三十一第一項に規定する講習を受けさせないで、役員又は職員を雇用調整業務につかせたとき。

五 第二十五条の三十三第一項(第二十五条の四十五において準用する場合を含む。)の規定

に違反して、同項に規定する書類を備えて置かないとき。

六 第二十五条の三十八第一項第二十五条の四十五において準用する場合を含む。の認可を受けないで財産を処分したとき。

七 第二十五条の四十六の規定に違反したとき。

八 第二十五条の三十九又は第二十五条の四十五において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をしなかつたとき。

九 第二十五条の三十九又は第二十五条の四十五において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

十 第二十五条の三十九又は第二十五条の四十五において準用する民法第八十二条第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

十一 事業報告書、貸借対照表、収支決算書又は財産目録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

第七十六条第一項中「一万円」を「三万円」に改め、同条第二項中「第九條第二項」を「第二十五条の五第一項」に、「第十四條第二項」において準用する第九條第二項若しくは第三項を「第二十五条の五第四項」において準用する同条第一項若しくは第二項に、「千円」を「一万円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第二十五条の九第二項の規定に違反した者（法人その他の団体であるときは、その代表者）は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(日雇港労働者の範囲に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この法律による改正前の港労働法（以下「旧法」という。）第二条第六号の常用港労働者として雇用され、常時港運送の業務に従事するに至り、当該雇用期間が同日以後にまたがる労働者であつて、この法律による改正後の港労働法（以下「新法」という。）第二条第五号に該当するものは、同号の規定にかかわらず、当該雇用期間（その雇用期間をこえて引き続き同一事業主に港労働者として雇用されたときは、その引き続き雇用された期間を含む。）内は、同条第七号の常用港労働者とみなす。（日雇港労働者の直接雇入れの禁止に関する経過措置）

第三条 事業主が施行日前に旧法第十六条第二項の規定により公共職業安定所長に届け出て雇入れ、同日前に日雇港労働者として港運送の業務に使用するに至つた労働者であつて、当該雇入れに係る雇用期間が同日以後にまたがるものについては、当該雇用期間（その雇用期間につき、同日前に旧法第十七条又は第十八条の規定による公共職業安定所長の承認又は指示があつたときは、その承認され、又は指示された期間内は、新法第二十三条第一項の規定は、適用しない。）（処分等の効力の引継ぎ）

第四条 施行日前に旧法（これに基づく命令を含む。）次項において同じ。の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新法（これに基づく命令を含む。）次項において同じ。の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

2 施行日前に旧法（これに基づく命令を含む。）の規定により交付された日雇港労働者登録票、日雇港労働者手帳、常用港労働者証その他処分、手続その他の行為を証する書面は、それぞれ新法の相当規定により交付された日雇港労働者登録票、日雇港労働者手帳、常用港労働者証その他処分、手続

その他の行為を証する書面とみなす。

(地区港労働協会の設立の準備手続)

第五条 地区港労働協会の設立の準備のために必要な手続その他の行為については、施行日前においても、新法第四章の規定の例により、行なうことができる。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第六条 施行日において現にその名称中に港労働協会という文字を用いているものについては、新法第二十五条の九第二項の規定は、同日以後六月間は、適用しない。

(雇用調整業務に関する経過措置)

第七条 地区港労働協会は、昭和四十九年三月三十一日までの間は、新法第二十五条の三十第一項に規定する講習を終了していない者であつても、新法第二十五条の三十三第一項の雇用調整業務につかせることができる。

(納付金の額に関する経過措置)

第八条 新法第三十五条第三項の規定は、施行日以後において離職した常用港労働者であつて、当該離職の日が雇用された日から六月以内であるものに係る納付金（施行日以後に係る分に限り）について適用する。

(労働省設置法の一部改正)

第九条 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四條中第三十八号の五を第三十八号の六とし、第三十八号の四の次に次の一号を加える。

三十八の五 港労働法に基づいて、中央港労働協会及び地区港労働協会に対し、認可その他監督を行なうこと。

第十條第一項第三号の三の次に次の一号を加える。

三の四 中央港労働協会及び地区港労働協会の監督に関すること。

(地方税法の一部改正)

第十條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第一号中「並びに中央技能検定協会」を、「中央技能検定協会」に改め、「都道府県技能検定協会」の下に「並びに中央港労働協会及び地区港労働協会」を加える。

第七十三條の四第一項に次の一号を加える。

二十七 地区港労働協会が港労働法（昭和四十年法律第百二十号）第二十五条の十二第二項第二号に規定する業務の用に供する不動産

(港運送事業法の一部改正)

第十一條 港運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項第二号中「第十六條第一項若しくは第十七條」を「第二十三條第一項」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十二條 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中損害保険料率算出団体の項の次に次のように加える。

地区港労働協会 港労働法

別表第一第一号の表中中央技能検定協会の項の次に次のように加える。

中央港労働協会 港労働法

別表第二第一号の表中中央技能検定協会の項の次に次のように加える。

中央港労働協会 港労働法

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

港務労働者の雇用の安定と福祉の増進を図るため、事業主を構成員とする港務労働協会を設立して登録日雇港務労働者に係る登録、紹介等の業務を行なわせ、事業主がその共同の責任において登録日雇港務労働者の雇用機会を確保する態勢を整えるとともに、常用港務労働者の臨時使用を制限する等港務労働者の雇用の調整を適正かつ円滑に行なうための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長田川誠一君。

(報告書は本号末尾に掲載)

(田川誠一君登壇)

○田川誠一君 ただいま議題となりました港務労働法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、港務労働者の雇用の安定と福祉の増進をはかるため、事業主を構成員とする港務労働協会を設立し、事業主がその共同の責任において、登録日雇港務労働者の雇用機会を確保する態勢を整える等港務労働者の雇用の調整を適正かつ円滑に行なうための措置を講じようとするものであります。そのおもな内容は、
第一に、事業主が共同して登録日雇港務労働者の雇用の安定をはかるため、中央港務労働協会及び地区港務労働協会を設立すること。

第二に、地区協会は、雇用調整規程を定め、日雇港務労働者の登録、登録日雇港務労働者の紹介、訓練、雇用機会の確保等の業務を行なうこと、また、地区協会には登録委員会を置き、登録及び登録の拒否並びに登録の取り消しの処分について意見を述べること。
第三に、中央協会は、会員に対する指導、援助等の業務を行なうこと。
第四に、日々または六カ月以内の期間を定めて雇用される港務労働者を日雇港務労働者とするともに、日雇港務労働者の直接雇入れは、天災等の場合を除き禁止する等港務労働者の雇用の規制を強化すること。
第五に、労働大臣は、港務雇用調整計画の確かつ円滑な実施のため、事業主等に対して必要な勧告または要請を行なうことができる等所要の規定を設けること。

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。本案は、二月十六日本委員会に付託となり、以後、参考人より意見を聴取する等慎重な審議を行ない、去る十二日の委員会において質疑を終了し、討論を行ない、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)
○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 都市緑地保全法案(内閣提出)
○議長(前尾繁三郎君) 日程第二、都市緑地保全法案を議題といたします。

都市緑地保全法案

右国会に提出する。
昭和四十八年三月十四日
内閣総理大臣 田中 角榮

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 緑地保全地区(第三条・第十三条)
- 第三章 緑化協定(第十四条・第二十条)
- 第四章 罰則(第二十一条・第二十四条)

第一章 総則

第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑地の推進に関し必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

(国及び地方公共団体の任務等)

第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑地の推進に関する措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動の実施に当たって、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために必要な措置に協力しなければならない。

3 都市の住民は、都市における緑地が適正に確保されるよう自ら努めるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために必要な措置に協力しなければならない。

第二章 緑地保全地区
(緑地保全地区に関する都市計画)
第三条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第

五条の規定により指定された都市計画区域内において、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然環境を形成しているもの(以下「緑地」という。)で、次の各号の一に該当する土地の区域については、都市計画に緑地保全地区を定めることができる。

- 一 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のために必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- 二 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となつて、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの
- 三 風致又は景観がすぐれており、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの

2 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号)第三条第一項の規定による近郊緑地保全区域内及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三十三号)第五条第一項の規定による近郊緑地保全区域内の緑地保全地区で、それらの近郊緑地保全区域内において近郊緑地の保全のため特に必要とされるものに関する都市計画の策定に関し必要な基準は、前項の規定にかかわらず、それぞれ首都圏近郊緑地保全法第五条第一項及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律第六條第一項に定めるところによるものとする。

(標識の設置等)
第四条 都道府県は、緑地保全地区に関する都市計画が定められたときは、その地区内に、緑地保全地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 緑地保全地区内の土地の所有者又は占有者

は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 都道府県は、第一項の規定による行為により損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

5 前項の規定による損失の補償については、都道府県知事と損失を受けた者が協議しなければならぬ。

6 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県知事又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(緑地保全地区における行為の制限)

第五条 緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令で定めるもの、当該緑地保全地区に関する都市計画が定められた際すでに着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行なう行為については、この限りでない。

一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

二 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

三 木竹の伐採

四 水面の埋立て又は干拓

五 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で

定めるもの

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が当該緑地の保全上支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

3 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があるとき認めるときは、許可に期限その他必要な条件を附することができる。

4 緑地保全地区内において第一項ただし書の政令で定める行為に該当する行為で同項各号に掲げるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならぬ。

5 緑地保全地区に関する都市計画が定められた際当該緑地保全地区内においてすでに第一項各号に掲げる行為に着手している者は、その都市計画が定められた日から起算して三十日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

6 緑地保全地区内において非常災害のため必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

7 都道府県知事は、第四項の通知又は第五項若しくは前項の届出があつた場合において、当該緑地の保全のため必要があると認めるときは、通知又は届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

8 国の機関又は地方公共団体(港務法(昭和二十五年法律第二十八号)に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。)が行なう行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

9 次に掲げる行為については、第一項から第七項まで及び前項後段の規定は、適用しない。

一 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十四年法律第一号)による近郊緑地保全計画に基づいて行なう行為

二 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十四年第一号)の政令で定める行為に該当する行為

三 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

(原状回復命令等)

第六条 都道府県知事は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に附せられた条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定め、当該緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとするときは、あらかじめ、当該原状回復等を命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。ただし、その者が正当な理由がなく聴聞に応じないときは、この限りでない。

3 第一項の規定により原状回復等を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を通知することができないときは、都道府県知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行なうべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行なわなければならないとき

は、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行なう旨をあらかじめ公告しなければならない。

4 前項の規定により原状回復等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

(損失の補償)

第七条 都道府県は、第五条第一項の許可を受けることができないため損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、次の各号の一に該当する場合における当該許可の申請に係る行為については、この限りでない。

一 第五条第一項の許可の申請に係る行為をするにいて、他に、行政庁の許可その他の処分を受けるべきことを定めている法律(法律に基づく命令及び条例を含むものとし、当該許可、その他の処分の受けることができないため損失を受けた者に対して、その損失を補償すべきことを定めているものを除く。)がある場合において、当該許可その他の処分の申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該当するとき。

二 第五条第一項の許可の申請に係る行為が社会通念上緑地保全地区に関する都市計画が定められた趣旨に著しく反すると認められるとき。

2 第四条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

(土地の買入れ)

第八条 都道府県は、緑地保全地区内の土地で当該緑地の保全上必要があると認められるものについて、その所有者から第五条第一項の許可を受けることができないためその土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより当該土地を都道府県において買入れ入るべき旨の申出があつた場合においては、これを買入れ入るものと

する。

2 前項の規定による買入れをする場合における土地の価格は、時価によるものとする。

(買入れた土地の管理)

第九條 都道府県は、前条第一項の規定により買入れた土地については、この法律の目的に適合するように管理しなければならない。

(国の補助)

第十條 国は、第七條第一項の規定による損失の補償及び第八條第一項の規定による土地の買入れに要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

(報告及び立入検査等)

第十一條 都道府県知事は、緑地保全地区内の緑地の保全のために必要であると認めるときは、その必要な限度において、第五條第一項の規定による許可を受けた者又はその者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、第五條第一項若しくは第三項又は第六條第一項の規定による処分をするために必要であると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、緑地保全地区内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第五條第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為が当該緑地の保全に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を持参し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(大都市の特例)

第十二條 この章の規定により、都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事の

権限に属するものとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)においては、当該指定都市が処理し、又は当該指定都市の長が行なうものとする。この場合においては、この章の規定中「都道府県又は都道府県知事に関する規定」として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

(公害等調整委員会の裁定)

第十三條 第五條第一項の規定による処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合においては、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項に規定する処分につき、処分庁が誤つて審査請求をすることができ旨を教示した場合に準用する。

第三章 緑化協定

(緑化協定の締結等)

第十四條 都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地(これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他の政令で定める土地を除く。)の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者(以下「土地所有者等」と総称する。)は、市街地の良好な環境を確保するため、その全員の合意により、当該土地の区域における緑化に関する協定(以下「緑化協定」という。)を締結することができる。

2 緑化協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 緑化協定の目的となる土地の区域(以下「緑

化協定区域」という。)

二 次に掲げる緑化に関する事項のうち必要なもの

イ 樹木等の種類

ロ 樹木等を植栽する場所

ハ 高さ又はさくの構造

ニ その他緑化に関する事項

三 緑化協定の有効期間

四 緑化協定に違反した場合の措置

3 第一項の規定による緑化協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

(認可の申請に係る緑化協定の縦覧等)

第十五條 市町村長は、前条第三項の規定による緑化協定の認可の申請があつたときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該緑化協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該緑化協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

(緑化協定の認可)

第十六條 市町村長は、第十四條第三項の規定による緑化協定の認可の申請が、次の各号に該当するときは、当該緑化協定を認可しなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 土地の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第十四條第二項各号に掲げる事項について建設省令で定める基準に適合するものであること。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該緑化協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、緑化協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(緑化協定の変更)

第十七條 緑化協定区域内における土地所有者等は、緑化協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

(緑化協定の効力)

第十八條 第十六條第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあつた緑化協定は、その公告のあつた後において当該緑化協定区域内の土地所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(緑化協定の廃止)

第十九條 緑化協定区域内の土地所有者等は、第十四條第三項又は第十七條第一項の認可を受けた緑化協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(緑化協定の設定の特例)

第二十條 都市計画区域内における相当規模の一団の土地(第十四條第一項の政令で定める土地を除く。)で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、市街地の良好な環境の確保のために必要であると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を緑化協定区域とする緑化協定を定めることができる。

2 市町村長は、前項の規定による緑化協定の認可の申請が第十六條第一項各号に該当し、かつ、当該緑化協定が市街地の良好な環境の確保のために必要であると認める場合に限り、当該緑化協定を認可するものとする。

3 第十六條第二項の規定は、市町村長が前項の規定により認可した場合について準用する。

4 第二項の規定による認可を受けた緑化協定

は、認可の日から起算して一年以内において当該緑化協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することとなつた時から、第十六条第二項の規定による認可の公告のあつた緑化協定と同一の効力を有する緑化協定となる。

第四章 罰則

第二十一条 第六条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項の規定に違反した者

二 第五条第三項の規定により許可に附せられた条件に違反した者

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第四条第三項の規定に違反した者

二 第十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十一条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 首都圏近郊緑地保全法の一部を次のように改正する。

(首都圏近郊緑地保全法の一部改正)

第四条第二項第三号中「近郊緑地特別保全地区」の下に「(保全区域内の緑地保全地区で保全区域内において近郊緑地の保全のため特に必要とされるものをいう。以下同じ。)」を加える。

第五条第一項中「(以下「特別保全地区」という。)」を削り、同項第一号及び同条第二項中「特別保全地区」を「近郊緑地特別保全地区」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条第一項中「特別保全地区」を「緑地保全地区」に改める。

第九条から第十三条までを次のように改める。

第九条から第十三条まで 削除

第十四条第一項中「が指定され、又は特別保全地区に属する都市計画が定められた後における当該保全区域又は特別保全地区」を削り、同条第二項中「第十一条第一項」を「都市緑地保全法(昭和四十八年法律第 号)第七条第一項」に、「第十二条第一項」を「同法第八条第一項」に、「費用」を「費用のうち、近郊緑地特別保全地区に係るもの」に改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十七条(見出しを含む)中「特別保全地区内」を「近郊緑地特別保全地区内」に改める。

第十八条から第二十条までを削り、第二十一条の前に見出しとして「(罰則)」を附し、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を削り、同条を第十八条とし、第二十二條中「前三条」を「前条」に改め、同条を第十九条とする。

(近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部改正)

3 近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第一項各号列記以外の部分中「近郊緑地特別保全地区」を「緑地保全地区」に改め、同項第二号中「近郊緑地特別保全地区」を「当該緑地保全地区」に改め、同条第二項中「近郊緑地特別保全地区」の下に「(前項の規定による緑地保全地区)」を加える。

第八条を次のように改める。

第九条第一項中「近郊緑地特別保全地区」を「緑地保全地区」に改める。

第十条から第十四条までを次のように改める。

第十五条第一項中「が指定され、又は近郊緑地特別保全地区に属する都市計画が定められた後における当該近郊緑地保全区域又は近郊緑地特別保全地区」を削り、同条第二項中「第十二条第一項」を「都市緑地保全法(昭和四十八年法律第 号)第七条第一項」に、「第十三条第一項」を「同法第八条第一項」に、「費用」を「費用のうち、近郊緑地特別保全地区に係るもの」に改める。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

全地区をいう。以下同じ。を加える。

第八条を次のように改める。

第九条第一項中「近郊緑地特別保全地区」を「緑地保全地区」に改める。

第十条から第十四条までを次のように改める。

第十五条第一項中「が指定され、又は近郊緑地特別保全地区に属する都市計画が定められた後における当該近郊緑地保全区域又は近郊緑地特別保全地区」を削り、同条第二項中「第十二条第一項」を「都市緑地保全法(昭和四十八年法律第 号)第七条第一項」に、「第十三条第一項」を「同法第八条第一項」に、「費用」を「費用のうち、近郊緑地特別保全地区に係るもの」に改める。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

第二十条から第二十二条までを削り、第二十三条の前に見出しとして「(罰則)」を附し、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を削り、同条を第二十条とし、第二十四條中「前三条」を「前条」に改め、同条を第二十一条とする。

(都市計画法の一部改正)

4 都市計画法の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十一号を次のように改める。

第十一 都市緑地保全法(昭和四十八年法律第 号)第三項の規定による緑地保全地区

第十五条第一項第二号中「地域地区」の下に「(同項第十一号に掲げる地区にあつては、首都圏近郊緑地保全法(昭和四十八年法律第百一十一号)第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三十三号)第六条第二項の近郊緑地特別保全地区)」を加える。

第十八条第一項第十一号を次のように改める。

第十一 都市緑地保全法(昭和四十八年法律第 号)第三項の規定による緑地保全地区

第十五条第一項第二号中「地域地区」の下に「(同項第十一号に掲げる地区にあつては、首都圏近郊緑地保全法(昭和四十八年法律第百一十一号)第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三十三号)第六条第二項の近郊緑地特別保全地区)」を加える。

第十八条第一項第十一号を次のように改める。

第十一 都市緑地保全法(昭和四十八年法律第 号)第三項の規定による緑地保全地区

第十五条第一項第二号中「地域地区」の下に「(同項第十一号に掲げる地区にあつては、首都圏近郊緑地保全法(昭和四十八年法律第百一十一号)第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三十三号)第六条第二項の近郊緑地特別保全地区)」を加える。

第十八条第一項第十一号を次のように改める。

(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)

5 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号中リ及びヌを削り、ルをリとし、ヲをヌとし、ワをルとし、同号に次のように加える。

ヲ 都市緑地保全法(昭和四十八年法律第 号)第十三条第一項

第四十五条第一項中「首都圏近郊緑地保全法」を「都市緑地保全法」に改め、同条第六項及び第七項中「首都圏近郊緑地保全法」を「都市緑地保全法」に、「近郊緑地特別保全地区」を「緑地保全地区」に改め、同条第九項第三項を「第五条第三項」に改め、同条第八項及び第九項を削る。

(首都圏近郊緑地保全法等の一部改正に伴う経過措置)

6 この法律の施行前にこの法律による改正前の首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律又は鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(これらの法律に基づく命令を含む)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この法律又はこの法律による改正後の鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(これらの法律に基づく命令を含む)の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

7 この法律の施行の際この法律による改正前の都市計画法第八條第一項第十一号に掲げる地区に属し、決定されている都市計画又は行なわれている都市計画の決定若しくは変更の手続は、この法律による改正後の都市計画法第八條第一項第十一号に掲げる地区に属する都市計画又は都市計画の決定若しくは変更の手続とみなす。

九八五

昭和四十八年六月十四日 衆議院會議録第四十三号 都市緑地保全法案 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

8 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の首都圏近郊緑地保全法又は近畿圏の保全区域の整備に関する法律に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(建設省設置法の一部改正)

9 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第六号の四中「による近郊緑地特別保全地区内」及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三十三号)による緑地保全地区内」に改め、同条第六号の五を次のように改める。

六の五 都市緑地保全法(昭和四十八年法律第...号)の施行に関する事務を管理すること。

(租税特別措置法の一部改正)

10 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項第二号中「首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号)第十二条第一項、近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三十三号)第十三条第一項」を「都市緑地保全法(昭和四十八年法律第...号)第八条第一項」に改める。

第六十五条の三第一項第二号中「首都圏近郊緑地保全法第十二条第一項、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十三条第一項」を「都市緑地保全法第八条第一項」に改める。

理由

都市における緑地が健康で文化的な都市生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市計画区域内において、良好な自然的環境を有する緑地を保全するとともに、緑地の推進を図るため、緑地保全地区に関する都市計画、緑地保全地区における行為の制限、緑化協定その他必要な

事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。建設委員長服部安司君。

(報告書は本号末尾に掲載)

(服部安司君登壇)

○服部安司君 ただいま議題となりました都市緑地保全法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に必要事項を定めることにより、良好な都市環境の形成をはかり、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とするもので、そのおもな内容は次のとおりであります。

第一に、都市計画区域内において良好な自然的環境を有する緑地のうち、一定の要件に該当するものについて、都市計画に緑地保全地区を定めることができるものとし、建築物の新築、宅地の造成等の行為については、都道府県知事の許可を受けなければならないこととしております。

第二に、都道府県は、許可を受けることができないため損失を受けた者に対し、損失を補償するものとするとともに、許可を受けることができないため、土地所有者から土地の利用に著しい支障を来たすとの申し出があった場合には、その土地を時価で買い入れることとしております。

第三に、国は、損失の補償及び土地の買い入れに要する費用については、その一部を補助することとができることとしております。

第四に、都市計画区域内における相当規模の一団の土地等において、その土地所有者等は全員の合意により、緑化協定を締結することができるも

のとし、その協定は、締結後当該区域内に土地を所有した者に対しても効力が及ぶこと等としております。

本案は、去る三月十四日当委員会に付託され、三月二十七日建設大臣より提案理由の説明を聴取し、慎重に審議いたしてまいりましたが、その詳細につきましては会議録に譲ることといたします。

かくて、六月十二日本案に対する質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対しましては、広域的、長期的観点に立った計画的な緑地保全の推進、土地買い入れ等に対する補助率、補助額の引き上げ等六項目にわたる附帯決議が付けられました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

日程第三 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第三、国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和四十八年二月二日

内閣総理大臣 田中 角榮

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律

(国有鉄道運賃法の一部改正)

第一条 国有鉄道運賃法(昭和二十三年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「五百キロメートル」を「六百キロメートル」に、「四円二十銭」を「五円十銭」に、「二円五銭」を「二円五十銭」に改める。

第六条中、急行料金及び準急行料金を「及び急行料金」に改める。

第七条第一項及び第三項中「小口扱貨物運賃」を「コンテナ貨物運賃」に改める。

第九条の二第二号を次のように改める。

二 コンテナ貨物運賃

第九条の二第五号中、「急行料金及び準急行料金」と及び急行料金に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

第四条の規定による航路の普通旅客運賃表

航路	運賃
青森 函館 松島 小松	600円
宇野 高松 江島	150
仁方 堀宮	370
宮島 小松	60
大島 小松	70

別表第二

第七条第二項の規定による車扱貨物賃率表

(1トンにつき)

等級	1	2	3
キロ程 キロメートルまで	円	円	円
5	198	177	160
10	234	210	190
15	270	242	219
20	307	275	248
25	343	307	277
30	378	339	306
35	415	372	336
40	451	404	365
45	488	437	395
50	524	469	423
55	559	501	452
60	596	534	482
65	632	566	511
70	669	599	541
75	705	631	570
80	740	663	599
85	777	696	628
90	813	728	657
95	850	761	687
100	885	793	716
110	928	831	750
120	971	870	786
130	1,014	908	820
140	1,057	947	855
150	1,100	985	889
160	1,142	1,023	924
170	1,186	1,062	959
180	1,228	1,100	993
190	1,272	1,139	1,028
200	1,314	1,177	1,063
210	1,357	1,215	1,097
220	1,400	1,254	1,132
230	1,443	1,292	1,167
240	1,486	1,331	1,202
250	1,528	1,369	1,236
260	1,571	1,407	1,270
270	1,614	1,446	1,306
280	1,657	1,484	1,340
290	1,700	1,523	1,375
300	1,743	1,561	1,409
310	1,785	1,599	1,444
320	1,829	1,638	1,479
330	1,871	1,676	1,513
340	1,915	1,715	1,548
350	1,957	1,753	1,583
360	2,000	1,791	1,617
370	2,043	1,830	1,652
380	2,086	1,868	1,687
390	2,129	1,907	1,722
400	2,172	1,945	1,756
410	2,214	1,983	1,790
420	2,258	2,022	1,826
430	2,300	2,060	1,860
440	2,344	2,099	1,895
450	2,386	2,137	1,930
460	2,428	2,175	1,964
470	2,472	2,214	1,999
480	2,514	2,252	2,033
490	2,558	2,291	2,069
500	2,600	2,329	2,103
525	2,708	2,425	2,190
550	2,815	2,521	2,276
575	2,922	2,617	2,363
600	3,029	2,713	2,450
625	3,134	2,807	2,534

650	3,239	2,901	2,619
675	3,344	2,995	2,704
700	3,449	3,089	2,789
725	3,554	3,183	2,874
750	3,659	3,277	2,959
775	3,764	3,371	3,044
800	3,869	3,465	3,129
825	3,968	3,554	3,209
850	4,067	3,643	3,289
875	4,167	3,732	3,370
900	4,266	3,821	3,450
925	4,366	3,910	3,530
950	4,465	3,999	3,611
975	4,564	4,088	3,691
1,000	4,664	4,177	3,771
1,050	4,862	4,355	3,932
1,100	5,061	4,533	4,093
1,150	5,260	4,711	4,254
1,200	5,459	4,889	4,414
1,250	5,657	5,067	4,575
1,300	5,856	5,245	4,736
1,350	6,055	5,423	4,896
1,400	6,254	5,601	5,057
1,450	6,452	5,779	5,218
1,500	6,651	5,957	5,379
1,550	6,850	6,135	5,539
1,600	7,048	6,313	5,700
1,650	7,247	6,491	5,861
1,700	7,446	6,669	6,022
1,750	7,645	6,847	6,182
1,800	7,843	7,025	6,343
1,850	8,042	7,203	6,504
1,900	8,241	7,381	6,664
1,950	8,440	7,559	6,825
2,000	8,638	7,737	6,986
2,050	8,837	7,915	7,147
2,100	9,036	8,093	7,307
2,150	9,235	8,271	7,468
2,200	9,433	8,449	7,629
2,250	9,632	8,627	7,789
2,300	9,831	8,805	7,950
2,350	10,030	8,983	8,111
2,400	10,228	9,161	8,272
2,450	10,427	9,339	8,432
2,500	10,626	9,517	8,593
2,550	10,825	9,695	8,754
2,600	11,023	9,873	8,914
2,650	11,222	10,051	9,075
2,700	11,421	10,229	9,236
2,750	11,619	10,407	9,397
2,800	11,818	10,585	9,557
2,850	12,017	10,763	9,718
2,900	12,216	10,941	9,879
2,950	12,414	11,119	10,039
3,000	12,613	11,297	10,200
以上50キロメートルまでを増すごとに	199	178	161

昭和四十八年六月十四日 衆議院會議録第四十三号 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

(日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二条 日本国有鉄道財政再建促進特別措置法(昭和四十四年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和五十三年度」を「昭和五十七年度」に改める。

第三条第一項中「昭和四十四年度」を「昭和四十八年度」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 政府は、再建期間中の毎年度、予算の範囲内において、日本国有鉄道に対し、当該年度に相当する日本国有鉄道の事業年度における工事勘定の支出に充てられるべき資金の一部に相当する金額を出資するものとする。

第五条中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十一日」に、「債権に關し受けるべき」を「日本国有鉄道の債務に關し日本国有鉄道が支払うべき」に改め、同条第一号中「政府が引き受けた」を削り、「債権」を「債務」に改め、同条第二号中「債権」を「債務」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 その他日本国有鉄道が政府から貸付けを受けた長期資金に係る債務

第七条中「昭和四十四年度から昭和五十七年度まで」を「昭和四十八年度から昭和六十七年度まで」に、「前七箇事業年度」を「前十箇事業年度」に、「昭和五十年年度」を「昭和五十七年度」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

2 この法律による改正前の日本国有鉄道財政再建促進特別措置法(以下「旧法」という。)第五条の規定により政府が日本国有鉄道に対し貸し付けた長期資金は、この法律による改正後の日本国有鉄道財政再建促進特別措置法第五条の規定の適用については同条第三号の長期資金ではないものとし、同法第六条の規定の適用については同法第五条の規定により貸し付けた長期資金とする。

3 政府が昭和四十七年度において日本国有鉄道に対し貸し付けた長期資金(旧法第五条の規定により貸し付けたものを除く。)のうち、昭和四十七年三月三十一日における同条各号に掲げる債権(同条の規定により貸し付けた長期資金に係るものを除く。)に關し同年度において政府が受け取るべき利子の額及び同日における鉄道債券に係る日本国有鉄道の債務で政府が保証契約をしたもの、に關し同年度において日本国有鉄道が支払うべき利子の額の合算額に相当する金額(同条の規定により同年度において貸し付けた長期資金の額に相当する金額を除く。)の範囲内において運輸大臣が大蔵大臣と協議して指定するものについては、同条の規定により貸し付けたものとみなして、前項の規定の適用する。

4 旧法第四条第一項の規定により運輸大臣の承認を受けた再建計画の昭和四十七年度に相当する日本国有鉄道の事業年度における実施状況の報告については、なお従前の例による。

5 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中「小口扱貨物運賃」を「小荷物運賃」に改める。

理由

日本国有鉄道の財政の実情にかんがみ、その再建を強力に推進するため、運賃を改定するとともに、昭和四十八年度以降十年間を新たな再建期間とし、あらためて財政の再建に關する基本方針及びこれに基づく再建計画を策定し、国のとるべき援助の措置を強化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長井原岸高君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔井原岸高君登壇〕

○井原岸高君 ただいま議題となりました日本国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。(拍手)

本案は、日本国有鉄道の財政の実情にかんがみ、その再建を強力に推進するため、運賃を改定するとともに、昭和四十八年度以降十年間を新たな再建期間とし、あらためて財政の再建に關する基本方針及びこれに基づく再建計画を策定し、国のとるべき援助の措置を強化しようとするもので、そのおもな内容は次のとおりであります。

まず、国有鉄道運賃法の一部改正について申し上げます。

第一に、鉄道の普通旅客運賃について、その賃率をおおむね二%引き上げることとし、営業キロ一キロメートルごとに、六百キロメートルまでの部分については五十円、六百キロメートルをこえる部分については二百五十円に改定する。

第二に、航路の普通旅客運賃について、鉄道の普通旅客運賃とは同程度の改定を行なう。

第三に、準急行列車の廃止に伴い、準急行料金廃止する。

第四に、車扱貨物運賃について、その等級を三等級に圧縮するとともに、その賃率をおおむね二%引き上げる。

第五に、コンテナ貨物を除き、小口扱貨物を小荷物に統合することに伴い、小口扱貨物運賃を廃止する。

第六に、新たにコンテナ貨物運賃を設け、その運賃は、車扱貨物運賃を参酌し、運輸大臣の認可を受けて日本国有鉄道が定める賃率によるものとするものである。

次に、日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部改正について申し上げます。

第一に、新たに昭和四十八年度以降の十年間を再建期間とする国鉄財政再建に關する基本方針及びこれに基づく再建計画を策定することとする。

第二に、政府は、再建期間中の毎年度、国鉄に対し、工事資金の一部に相当する金額を出資するものとする。

第三に、財政再建債及び同利子補給金の対象を昭和四十七年度末の政府管掌債務及びすべての鉄道債券に係る債務に拡大する。

第四に、工事費補助金の対象工事年度を昭和五十七年度までに延長するとともに、交付期間を十年間に延伸し、その交付年度を昭和四十八年度から昭和六十七年度までに改めるものであります。

本案は、二月二日本院に提出され、三月八日本会議において趣旨の説明が行なわれ、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、四月十三日新谷運輸大臣から提案理由の説明を聴取し、四月十七日質疑に入り、あらゆる角度から各般にわたる事項についてきわめて熱心活発な質疑が行なわれました。六月十二日田中内閣総理大臣に対し質疑を行なった後、本案に対する質疑を終了いたしました。

この間、四月二十四日、二十五日の両日には、仙台市及び高松市に委員派遣を行ない、十二名の意見陳述者から意見を聴取いたしました。四月二十七日には公聴会を開会して八名の公述人から意見を聴取し、五月十日には四名の参考人を招致して意見を聴取いたしました。また、六月五日には地方行政、大蔵、公害環境の三委員会と、六月六日、社会労働、農林水産、物価問題の三委員会と、六月七日には商工、建設、交通安全の三委員会とそれぞれ連合審査会を開会する等きわめて慎重

昭和四十八年六月十四日 衆議院會議録第四十三号 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

九九〇

重なる審議を行なつたのであります。

この間において行なわれまして質疑のおもな点を申し上げますと、国鉄財政の推移及び赤字の発生原因並びに過去の長期計画の改定に関するもの、今回の新財政再建対策における政府の助成措置、利用者の負担、国鉄の企業努力並びに長期収支の見込みに関するもの、総合交通体系とその具体的施策並びに地方関係線の取り扱いに関するもの、国鉄の設備投資計画と新幹線鉄道の建設、大都市交通、貨物輸送、安全公害対策等に関するもの、国鉄運賃の値上げと物価問題及び貨物運賃割引制度に関するもの、国鉄の客貨別収支、コスト及び総合原価主義に関するもの、国鉄の要員規模の縮減、週休二日制及び定年制に関するもの、国鉄の労使関係に関するもの、その他多岐にわたっておりますが、質疑応答の詳細につきましては委員会の会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑終了後、本案に対し、自由民主党の江藤隆美君外四名から修正案が提出されましたのでありますが、その要旨は、原案の施行期日本四年四月一日はすでに経過しておりますので、これを公布の日に変更、第一条及び附則第五項の規定は、公布の日の翌日に改めることとするものであります。

本修正案について趣旨の説明を聴取いたしました後、原案及び修正案を一括して討論に付し、自由民主党を代表して佐藤守良君が賛成、日本社会党を代表して神門至馬夫君、日本共産党・革新共同を代表して紺野与次郎君、公明党を代表して松本忠助君、民社党を代表して河村勝君がそれぞれ反対の意見を述べられ、採決の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

〔参照〕
国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案に

対する修正案(委員会修正)

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び附則第五項の規定は、公布の日の翌日から施行する。

○議長(前尾繁三郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。神門至馬夫君。

〔神門至馬夫君登壇〕

○神門至馬夫君 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となりました国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案について、反対の討論を行なうものであります。(拍手)

反対理由の根拠はきわめて明白であります。すなわち、本会議や運輸委員会、連合審査などの審議を通じて明らかになったことは、本法案は、大企業優先の輸送力増強をはかるため、国民にはきわめて大きな負担と犠牲を要する反面、大都市の通勤輸送は緩和されず、過疎地域住民の足はますます奪われ、しかも、再建計画の終わる昭和五十七年度には、借金に苦しむ国鉄が現在の三倍、十一兆円という巨額な債務残高となり、累積赤字は二倍以上の二兆六千億にも達するといふものであります。

驚異的高物価の続く今日、設備資材の値上がりや賃金上昇率を過小に見積り、最終年度に三千七百九十二億円の黒字を無理やり計上した、いわゆる数字合わせであつて、国鉄再建にはほど遠いものであるからであります。

ただ現実であることは、無謀とも言ふべき国鉄運賃の値上げを十年間に四回、三倍近くに引き上げること、国鉄労働者十一万人を五十三年度までに削減するということでもあります。

二法案であるからこそ、多くの国民や国鉄の利用者、国鉄に働く労働者が強く反対し、わが党の絶対的容認できない第一の理由があるものであります。(拍手)

第二の反対理由は、物価との関係においてであります。

いま田中内閣のとるべき内政最大の緊急課題は、物価対策であります。

五月の東京都消費者物価は、前年同期に比べ実に一一・六％という、爆発的な値上がりを示しているものであります。物価値上がりは激化した昨年一年間の消費者物価の上昇率が約四・八％であつたことに比較してみても、一一・六％という数字がいかに驚異的なものであるかがわかるのであります。

高物価が国民を苦しめ、内政最大の政治問題となつていくそのさなかに、なぜ公共料金の引きがね、物価高騰の起爆となる国鉄運賃の値上げをしやにむに急がねばならぬのか。国民の支持率二六％に反省するどころか、独断と暴走、保守独裁の小選挙区制をもつてこれに挑戦し、高物価、低福祉、深刻な生活苦に悩む国民に、さらに追い打ちをかけようとする国鉄二法案に、国民の命と暮らしを守るわが党の断じて反対するところであります。(拍手)

第三の反対理由は、日本列島改造計画の先導役、大企業優先の国鉄にしようとしていることでもあります。

田中総理は、一昨日の運輸委員会において、全国新幹線網を建設し、旅客は新幹線に、貨物は在来線に振り分け、むしろ、貨物輸送力増強に主目標を置く列島改造論の方針を再確認しているのではありません。

国鉄赤字の原因、貨物運賃赤字のしわ寄せを黒字の旅客運賃に上乗せし、大企業に有利で、国民生活に不利な貨物運賃体系の改悪と相まって、七千キロの新幹線建設を中心とした全国通信輸送のネットワーク化を目指すものが、国鉄再建計画の

基本となつていのであります。

列島改造計画は、公害を全国に拡散し、大企業の利益を中心としたものであり、国鉄をしてその先兵にすることを許すことはできないのであります。

第四の反対理由は、国鉄の安全輸送と労使関係の正常化に逆行する国鉄二法案であるからであります。

安全輸送は国鉄の至上命令であり、労使関係の正常化は国鉄再建の第一のきざりであります。

国鉄当局は、去る九月、三河島事故関係者四名に懲戒免職処分を通告を行ないましたが、人命軽視、収益優先の国鉄経営が統制している事故の要因であつても、過酷な懲罰に泣くのは常に現場に働く労働者なのであります。

国鉄再建計画によると、最終年度の五十七年度には、仕事量は現在の二・五倍にもなるのに、国鉄労働者四人に一人を減らすという、まさに国鉄再建の人身御供が、国鉄労働者十一万人削減合理化であり、人員削減の数字的根拠はきわめて薄弱であります。

陰惨なマル生運動や大量不当処分に見られる労働者敵視思想を改め、安全輸送を無視した十一万人削減を中止し、労働者の基本権であるストライキ権を返して、労働者の知恵とエネルギーを結集してこそ初めて、国鉄の安全輸送と真の再建が結果されるのであります。(拍手)

第五の反対理由は、独立採算制をたてに、公共性を放棄した国鉄経営のあり方についてであります。

田中首相は、国鉄は採算とは別に大きな使命を持つており、すべて完全にもうかるものならば、民間企業にまかせればよい、赤字は当然と、列島改造論や運輸委員会が威勢のよい正論を述べているのでありますが、この国鉄二法案は、独立採算制をたてに、駅の廃止や無人化、貨物手小荷物の集約などの合理化と高運賃の犠牲によって、赤字解消を最優先にしたものであることは、間違いない

りません。

四十八年度を補正元年に言った政府が、国民の福祉を充実し向上させるための国鉄や健保の支出を赤字と判断するところに、反福祉政策の正体が露呈されているのであります。(拍手)

また、田中総理は、去る三月八日、本院の本院議におけるわが党の議員の質問に対し、「応益者に応分の負担をお願いしてあるのでございす」と運賃値上げの答弁をしてるのであります。その応分の中身、すなわち基準は、ついに今日まで明らかにされなかつたのであります。

公共企業を独立採算制で運営することの矛盾、公共性と企業性、独立採算制の合理的経営基準を明確にしないまま、今回もまた、場当たり的な応急措置で間に合わせようとしておるのであります。が、いま直ちに政府の取るべき措置は、第一に、政府の責任である四十七年度末長期債務の全額を国が肩がわりすること、第二に、不平等ではばばらな道路、港湾、空港、国鉄、それぞれの整備計画の総合調整をはかること、第三は、真の総合交通体系を確立して、国鉄の任務分担を明確にすること、第四に、運営費のみを運賃収入でまかなう等、独立採算制の経営責任の限界を明確にし、国鉄経営を安定させること、第五は、国民の国鉄とするために、民主的な国鉄経営会議の設置と監査制度の民主化をはかり、経営を公開することなどであります。

以上、国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する国鉄二法案に反対するとともに、その撤回を強く求め、占領時代の遺物、不平等な米軍輸送協定を廃棄し、公共優先、国民の国鉄とする抜本的制度の改善をはかつて出直すべきであることを強く主張し、私の反対討論を終わる次第であります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 加藤六月君。

〔加藤六月君登壇〕

○加藤六月君 私は、自由民主党を代表いたします

して、本案に対し賛成の討論を行なうものであります。(拍手)

わが国のような狭小な国土にあっては、国土の有効利用が絶対的に必要なのであります。都市と都市とを迅速、的確に結ぶ大量交通機関である鉄道の必要性は、諸外国に比べて格段に高く、国鉄の存在を抜きにして今日の日本を考へることは不可能であります。

この国鉄は、輝かしい歴史と伝統を持つものであります。将来におきましても、過疎過密を解消し、国土の均衡ある発展をはかるといふ点から、また、交通事故、交通公害の防止、予想される交通労働者の絶対的不足への対応等の観点から、安全、大量、高速輸送機関である国鉄に期待される役割は、きわめて大なるものがあります。

しかるに、国鉄財政は、経済社会の変動と輸送構造の変化に伴い、昭和三十九年度赤字に転じて以来、急速に悪化の傾向をたどつてまいりました。

このため、第六十一回国会において成立いたしました日本国有鉄道財政再建促進特別措置法に基づき、昭和四十四年度以降の十年間を再建期間として、各種の財政再建施策が実施されてまいりました。その後の推移を見ますと、依然として輸送量の伸び悩み、人件費の大幅な上昇等が続き、またために、国鉄財政はさらに悪化し、昭和四十七年度においては三千六百億円の赤字、累積赤字は実に一兆二千億円にも及ぶ見通しとなり、きわめて憂慮すべき事態に立ち至つたのであります。このままに推移いたしますならば、国鉄財政は破綻に瀕し、国民の期待にこたへ得る輸送サービスの提供も不可能となり、国民生活にきわめて甚大な支障を及ぼすことは、火を見るよりも明らかであります。

国民は、国鉄に対し、全国にわたつて整備された近代化的鉄道網により、安全、快適な輸送サービスが提供され、また、市場の拡大と物流コスト

の低減を通じて、生活の安定がはかれるよう、貨物輸送の抜本的なシステムチェンジを強く要望いたしてあります。

したがって、一日も早く国民の輸送需要に適合した良質の輸送サービスが提供されるよう、国鉄財政の再建をはからなければなりません。

国鉄財政再建の目標は、国鉄が将来にわたり、果たすべき役割にに応じ得る近代的经营体制を確立しつ、財政の健全性を回復することにあります。

今回の再建計画では、まず第一の柱として、総合交通体系の考え方に沿つて、国鉄の果たすべき役割を、大都市通勤通学輸送、都市間旅客輸送、中長距離大量貨物輸送の三つの分野とし、このため、新幹線鉄道の建設に四兆八千億円、在来線については、幹線の複線電化、大都市交通、貨物輸送、安全公害等に五兆七千億円、計十兆五千億円の投資を行なつて、国鉄の経営基盤の面期的拡充強化をはかることとし、これに対し、国

は、一兆五千七百億円の政府出資と、一兆五千二百億円の工事費補助を行なうこととしたてております。また、国鉄の過去債務につきまして、四十七年度末の全債務について、再建債、孫利子の方式を拡大適用することとし、財政再建債利子補給金五千三百億円の政府助成を行ない、過去債務の重圧から国鉄財政を解放することとしたてております。

これらの政府助成額は、合わせて三兆六千二百億円に達する大幅なものであり、これに鉄建公団に対する助成一兆円を加えれば、実に四兆六千二百億円にも及ぶ助成でありまして、現行計画の二千二百億円、昨年の案二兆五百億円に比べて格段に強化されているのであります。

また、今回の再建計画第二の柱では、運賃改定によつて十年間に約八兆円の増収を予定しておりますが、他方、この間における人件費の上昇分は約七兆四千億円にも達しますので、運賃改定は、まさに、国鉄労働者諸君のためのベスアップ資

金確保のために行なう観すらあります。(拍手)

物価上昇に伴う諸経費の増加を考えれば、増収額八兆円は、人件費、諸経費の上昇分すらまかないきれない程度のものであり、運賃改定をこのように低く押え得たのは、政府が面期的に助成を強化したからであります。国民各位にぜひとも理解していただきたい点でもあります。

したがって、今回の運賃改定については、物価抑制の必要性が強調される昨今ではあります。が、国鉄財政の再建もまた、国民の足の確保、さらには、流通経費の低減を期するために真にやむを得ないものとして、必ずや国民の理解と協力を得られるものとたく信じているものであります。

今回の再建計画の推進によつて、国鉄は、五十七年度までに財政の健全性を回復するとともに、国民の期待にこたへ得る近代輸送機関に脱皮し、その使命を十分に果たし得るものとなるのであります。

次に、旅客二三・二%、貨物二四・一%の運賃改定が消費者物価指数に及ぼす影響は〇・四三%でありまして、物価に対する心理的、波及的効果、影響も考えられますので、政府当局においては、物価対策について、今後さらに適切な措置を強化されることを強く要望する次第であります。第三の柱は、国鉄自身の努力を強く求めていることでありまして、いまさら言及する必要のない当然のことでもあります。

以上、今回の再建計画は、国鉄の従来にもまして徹底した合理化努力と、政府の面期的な助成強化、並びに必要最小限の運賃改定という三位一体の施策により、国鉄財政を抜本的に再建しようとするものでありまして、現下の情勢に照らして妥当なものであり、これなくして長期にわたる国鉄財政再建はあり得ないと信ずるものであります。(拍手)

しかしながら、国鉄再建の基本は、何と申しまして、国鉄自身の努力に負うところが大きいことは言うまでもございせん。親方日の丸の考

昭和四十八年六月十四日 衆議院會議録第四十三号 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

え方で、国民を忘れ、ストに明け暮れる国鉄は、崇高な使命を放棄した一部組合の国鉄私有化であります。(拍手)

労使一体となつての再建への熱意なくしては、財政再建はもとより、サービスの改善、安全の確保等、真に国民の期待と信頼にこたへ得る国鉄とはなり得ないのであります。(拍手)

最後に、国鉄及び政府当局が不退転の決意をもって再建に邁進されんことを強く要望いたします。賛成の討論を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 梅田勝君。

〔梅田勝君登壇〕

○梅田勝君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案に断固反対する立場から討論を行なうものであります。(拍手)

まず、最初に指摘しなければならないのは、本法案の審議が十分尽くされないうちに、反対を無視し、委員会採決が行なわれたこととあります。

日本共産党・革新共同は、本法案審議にあたり、政府、国鉄当局が宣伝する赤字なるものの実態、運賃値上げの物価への影響、さらには、十兆五千億円という巨額な設備投資計画の内容など、問題点を明らかにするために徹底して審議を尽くすという態度で臨んだのであります。そして、その審議に不可欠な資料の提出を要求し、旅客は赤字、貨物は赤字という国鉄経営の実態をはじめ、さまざまな問題点を国民の前に明らかにしたのであります。

しかるに、政府、国鉄当局は、赤字の貨物、とりわけ大企業貨物に対する特別の割引や新幹線工事の請負契約、土地買収の実態などに関する資料の提出を拒否し、疑問点の解明を妨害し続けてきたのであります。わが党の質問者が、なお未提出の資料提出を要求し、質問の続行を求めたのは当然のこととあります。ところが、自民党は、去る六月十二日の委員会、事前の理事会における

正式の補充質問通告を無視し、細田委員長代理は、一方的に質疑を終了を宣言し、あらかじめ通告した議事進行の発言要求さえ故意に無視して、本法案の議決を強行したのであります。

これは、議会制民主主義を踏みにじるものであり、自民党の非民主的な体質を端的に示すものであります。(拍手)わが党はこれに厳重に抗議をするものであります。(拍手、発言する者多し)

なぜこのような非民主的な運営が行なわれたのか。それは、国鉄運賃値上げがきわめて不当で、全く根拠がないことが徹底的な審議を通じて国民の前に明らかにされることを、政府・自民党が何よりもおそれたからであります。(拍手)

すなわち、本法案は、第一に、深刻な物価値上げを一そう促進するものであります。

田中内閣は、大企業の土地買い占め、商品投機を野放しにし、地価、物価の急騰を引き起こしました。しかも、衣食住を中心に物価上昇の火の手がますます燃え盛ろうとしているまさにそのときに、国鉄運賃の大幅な値上げを強行し、火に油を注ぐとして行なうのであります。その上、今後十年間に四回の値上げを行なうことを予定し、国民を今後いつまでも物価上昇に縛りつけようとしているのであります。

田中総理は、国鉄は国民の足だと言っておりますが、国民の多くは、今回の値上げによって、遠くにいる家族、親戚をたずねることさえますます困難にされようとしているのであります。

本来、物価安定に責任を負うべき政府が、事もありろに、インフレのさなかに、全般的な物価上昇に強烈な影響を与える国鉄運賃の大幅値上げを行なうことは、断じて許すことができません。

〔拍手〕

第二に、本法案は、黒字の旅客に貨物の赤字の穴埋めをさせようとするものであります。

これは言いかえるならば、大企業の流通経費を減らすために、国民に大幅な運賃値上げを強制するということとあります。一日当たり一億円も

うかつている旅客運賃を、今後十几年来に連続四回の値上げで二倍以上にしようとするやり方を、国民は絶対に納得するものではありません。(拍手)

しかも、貨物ははるかに赤字を出しているにもかかわらず、大企業、米軍に対しては、政府、国鉄当局はさまざまな特権の便宜を与え、運賃割引を行なっているのではありませんか。

第三に、本法案は、つくり出された赤字なるものを根拠に、国民には運賃値上げを、国鉄労働者には十一万人の人員削減を押しつけ、国鉄を一そう大企業に奉仕させようとするものであります。

周知のように、国鉄は百年の歴史を持ち、今日、巨大な資産を持つ企業体として成長を遂げております。これを築いたのは運賃を払った国民と汗水流した国鉄労働者であるといふことは、言うまでもありません。(拍手)政府は、これまでわずかの出資金しか出さず、独占資本の高度成長に国鉄を利用してきたのであります。貨物輸送力強化のために過大な工事を押しつけた結果、昭和三十三年から四十六年までに国鉄が借金し、支払った利息だけで何と一兆四千五百億円、四十六年度末累積赤字の一・八倍にも達するのであります。もし政府が、借金ではなく、出資をしていただければ、六千五百億円の黒字になっていたのであります。

また、国鉄当局は昭和三十六年以降、過大な減価償却によって五千六百三十六億円も黒字から落ち、赤字を人為的につくり出しておるのであります。この額は、四十六年末赤字の実に七割に相当しているのではありませんか。

今回の国鉄再建案なるものは、これらの国鉄の大企業奉仕の体質を変えようとするか、悪名高い日本列島改造のために、あげて国鉄を奉仕させ、十兆五千億円の巨大な設備投資によって、大企業にはますます近く、国民にはますます遠くなる国鉄をつくり出すものであります。(拍手)

こうして、政府案によれば、十年後の国鉄の長期債務は約十一兆円と三倍にふくれ、累積赤字は

二兆六千億円と現在の二倍以上にもなるのであります。このような計画が国鉄財政再建の名に値しないことは、だれの目にも明らかではありませんか。

わが党は、運賃値上げを抑え、同時に国鉄財政を真に再建するために、すでに国鉄財政五項目の改善に関する提案を行なってきました。すなわち、まず設備投資は、国民が真に必要としている大都市通勤輸送力の増強や路線の建設、整備などを優先する適正な規模に改め、その費用は、公共交通機関にふさわしい費用負担の原則によって国の資金でまかない、長期負債の縮減と利子負担の軽減をはかり、大企業本位の運賃体系を抜本的に改革し、さらに国鉄の管理運営を民主化することとあります。そして、国民に運賃値上げを強制することなく、また、国鉄労働者に十一万人削減、合理化の苦痛を与えることなく、安全で、安く、快適な国民のための国鉄をつくるのが可能であると確信するのであります。(拍手)

以上、私は、国鉄運賃値上げに反対する圧倒的多数の国民の声を代弁して、政府が直ちに本法案を撤回することを強く求めて、反対討論を終わるのであります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 松本忠助君。

〔松本忠助君登壇〕

○松本忠助君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案及び修正案に対し、反対の討論を行なうものであります。(拍手)

去る昭和四十四年国鉄財政再建推進会議の意見書に基づき策定された財政再建計画が、多くの国民及び全野党の強い反対にもかかわらず、自民党の強行採決という暴挙によって成立したことは、いまだ記憶に新しいところとあります。しかも、その内容は、わずか二年で根本から改めざるを得ないお粗末なものであったのであります。そしてまた、昨年新たにつくり直された新財政

再建計画も、本質的には旧計画を踏襲し、根本的に何ら改められたものではなかったために、国民世論の強い反対に会い、廃案に追い込まれたのは周知のとおりであります。

このような前例がある以上、今回提出された財政再建計画は、何ら国民生活を犠牲にすることなく、国鉄の財政を立て直すことが可能なものと考えておいたのであります。

しかるに、その内容は、これまでの審議を通じて明らかにされたように、国鉄の再建はおろか、十年後には二兆六千億円の赤字を累積するというきわめてずさんなものであり、もしかりに、この計画をこのまま実行しようとすれば、二、三年を待たずしてまたまた計画変更を余儀なくされるであらうことは明らかなる事実であります。

また本法は、今回の二三%をこえる値上げを含め、向こう十年間に四回にわたって名目二五%前後の値上げを行なうとしております。このような公共料金の値上げの計画化は、物価高騰を永続化し、国民生活を長期にわたって圧迫することになるものであります。したがって、国民のほとんどは、この国鉄運賃値上げ法案に強く反対し、廃案とするように要求しているものであります。政府・自民党は、この国民の声を完全に無視し、世論を踏みにじつても、この悪法を成立させようとしております。

私は、この悪法に反対する理由を申し述べた前に、政府並びに自民党の諸君に対し、悪意インフレに悩む国民をこの悪法によってさらに苦しめようとする国民不在の政治を行なうとすること、良識がある以上、絶対に避けるべきであること、まず冒頭に申し上げる次第でございます。(拍手)

わが党がこの法案に反対する第一の理由は、すでに御承知のとおり、国鉄経営を取り巻く社会的要因は、その財政を破綻させる条件をそろえ、それも今後さらに悪化するものと考えられます。たとえば、政府が自動車と道路輸送を優遇する跛行した交通政策を続ける限り、陸上輸送における国

鉄の競争力は相対的に弱まり、国鉄のシェアはさらに減少することになります。また、現状にそぐわない独立採算制に執着する政府から全く見放された国鉄は、借金政策に基づく輸送力の増強と近代化に狂奔せざるを得ない立場に置かれております。他方では、過疎化とモータリゼーションの進行が地方路線の閑散化を促し、インフレ、高物価は労働集約型交通産業である国鉄の人的経費の増大をもたらし、国鉄の企業の取次悪化に拍車をかける条件はあまりにも多いのであります。したがって、これら社会的要因の解決なくして国鉄の健全な財政の立て直しは絶対に不可能であるといえましよう。

すなわち、わが党が以前から指摘してきた政府の総合交通政策の欠如が、国鉄財政を赤字に転落させる原因をつくつたといえるのであります。国鉄をめぐる政策、制度的な社会要因を根本から改正し、早急に具体的な総合交通政策の確立を行なわない限り、その脆弱な基盤の上にどのような財政再建計画を積み重ねたとしても、ひっきりなしに砂上の楼閣にすぎず、結局は膨大な投資財源の調達と赤字穴埋めのために、国民には運賃値上げを、国鉄労働者には人員削減と労働強化を要求することになるのであります。

したがって、政府みずから国鉄の赤字財政をもたらし原因をつくりながら、その責任をたな上げ、国民と国鉄労働者に犠牲をしいる今回の国鉄再建計画には、絶対に反対をいたすものであります。(拍手)

次に、反対する第二の理由は、旅客運賃の値上げを行なうことによつて利用者に貨物取支の赤字を負担させようとするのであります。

すなわち、旅客は黒字、貨物は大幅な赤字という事実にもかかわらず、総合的な赤字を埋めるため、旅客運賃も貨物運賃とは同率の大幅値上げを行なうことは、政府並びに国鉄当局のあらゆる弁明にもかかわらず、全く非合理的であるといわざるを得ないのであります。まして、旅客黒字、

貨物赤字の事実を、会計技術論的口実をつけ、ひた隠しに隠し、提出された数字も客観性に乏しいなどと釈明することは、国民を愚弄するもはなはだしいことではあります。

すなわち貨物赤字の原因は、国鉄の貨物輸送力不足と近代化の立ちおくれが、社会的な構造変化についていけず、他の輸送機関に輸送需要を奪われたために生じたものであり、このような事態をもたらししたのは、全く過去における政府の経済政策、交通政策の失敗によるものであって、政府の責任を強く糾弾するものであります。(拍手)

また、経済学上、不確定な総合原価主義の名のもとに政治的運賃を策定し、向こう十年間に政府助成の二倍をこえる八兆円もの値上げを行ない、一般利用者に負担を強要することは、絶対に許すことはできないのであります。

反対する第三の理由は、最近の卸売り物価、消費者物価の急騰に見られるように、物価問題は最も重要な政治課題であり、物価高騰に悩む国民生活の実情を深刻に受けとめるならば、安易にインフレ経済を助長する公共料金の値上げは行なえないはずであります。

すでに、国鉄運賃の値上げが、他の物価や交通料金の値上げに波及することは明らかであり、中でも、昨年度値上げ申請を行なっている私鉄大手各社は、国鉄運賃の値上げを手ぐすね引いて待っている状態であり、このまま国鉄運賃の値上げを認めると、新宿―藤沢間をほぼ同距離で結ぶ国鉄と小田急では、国鉄の値上げ後の一カ月の定期代は七千二百三十円、小田急は二千七百九十円で、その差は何と四千四百四十円にもなるのであります。もしも私鉄各社が、国鉄運賃との格差を理由として料金改定を要求したならば、政府は一体何と答えるでございましょうか。私鉄の中には、すでに、昨年申請した三〇%前後の値上げでは国鉄とのバランスがとれないので、この値上げ幅を四〇%前後にすべきだとの声もあがっており、申請をし直そうとする動きさえあると聞いております。

また、貨物運賃の値上がりを持って、それを輸送コストの上昇という、かつこうの値上げ材料として、便乗値上げを行なうとする企業もあるで

あります。政府は、これら便乗値上げは絶対認めないといつておられますが、いままでの国鉄運賃値上げに伴う便乗値上げを、ただの一度として押えることができなかったのは事実であります。過去、四十一年、四十四年と、国鉄運賃の値上げが行なわれた年の国民の公共料金負担額が大幅にふえた事実からも、それは明瞭であります。

いづれにせよ、最悪な状態となつて物価高騰のさなかに、あえてそれに拍車をかける国鉄運賃の値上げは、絶対に行なうべきではないのであります。(拍手)

反対する第四の理由は、今回の再建計画には、国鉄再建に取り組む国鉄当局の姿勢が、ほとんど示されていないのであります。

わが党は、国鉄の再建は、当事者たる国鉄当局の企業努力なくしては不可能であると、再三にわたって指摘してきたこともあり、昨年も、国鉄の用地問題をはじめ、関連事業の拡大と適正なる運営、サービス改善問題、さらには国鉄の財産管理の実態等を指摘し、多くの改善を要求したのであります。

しかし、今回の審議を通して、この一年間に私たちが要求したことは何ら改められず、用地の活用はおろか、関連事業の適正な運営さえも行なおうとしていなかったものであります。国鉄当局が国民に多大な負担を課し、国鉄労働者に合理化を要求しながら、みずからは国鉄の再建に努力しようとしないうちは、国民にどのように理解と協力を訴えたとしても、それが得られるはずがございません。

わが党は、国鉄当局が再建に取り組む姿勢を正そうとせず、いたずらに運賃値上げを強行し、国民に負担を押しつけようとする政府の姿勢を断じて許すことはできないのであります。

反対する第五の理由は、私どもが国鉄の健全な運営を行なわせるための提案を行なっているにもかかわらず、政府は、国鉄財政の悪化を促す政策を行ない、国民不在の政治を貫こうとしております。

すなわち、国鉄の赤字財政の原因は、政府の総合交通政策の欠陥によるものであることはすでに指摘したとおりであります。もう一つの原因は、時代に即応しない独立採算制に固執し、国鉄への財政援助を怠つたためであります。そのため無謀な借金政策によって生じた多額の債務とその利子の支払いがこの赤字をつくつた原因にあげることが出来ます。

したがって、わが党は、国鉄財政の健全化をはかるためには、過去の債務を一時たな上げにし、国鉄が投資する財源と利子補給に対し大幅な財政援助を行なうとともに、総合交通政策をより具体的に確立し、鉄道敷設法などの国鉄赤字の原因となる旧態依然とした関連法律の改正を強く要求してきたのであります。また、関連事業の拡大とサービスの改善など、時代に対応できる国鉄とするよう各種の提案をしてきたのであります。

それにもかかわらず、政府・自民党は、このわが党の提案に耳をかきとせず、いたずらに国鉄財政を危機におとしつける施策を押し進めようとしてるのであります。

いま国民が国鉄に対して最も強く望んでいることは、国鉄財政の立て直しをはかり、朝夕の通勤通学時の混雑を解消し、快適なサービスを享受できることであらうと思つております。しかし、今回の国鉄再建計画は、この期待にこたえる具体策も明確でなく、従来どおりの単なる赤字補てんのための運賃値上げを行なうにすぎません。国鉄は私企業とは異なり、日本国有鉄道法第一条に明らかなように、公共の福祉増進を第一として設立されております。政府の再建計画は、このような国鉄の設立目的を忘れ、ただひたすら赤字対策にのみ目を奪われ、そのしわ寄せを国民に転

嫁しようとしてゐるのであります。すなわち、今回の値上げは、法の精神を逸脱した暴挙であるといわざるを得ないのであります。(拍手)

最後に、この法案の成立によって、向こう十年間絶えずインフレ要因をかかえることにより、国民は全く生活の安定を得ることができなくなるのであります。このような暴挙をあえて実行せんとする田中内閣、特に田中総理に対する国民の批判は、長く歴史に悪名をとどめることでありましよう。総理は、国民の犠牲の上に成り立つこの悪法をすみやかに撤回し、国民生活の安定と国鉄再建の抜本的対策の策定に努力すべきであることを強く要求し、公明党の反対討論を終わる次第であります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 神田大作君。

(神田大作君登壇)

○神田大作君 私は、民社党を代表して、国鉄運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案並びに修正案に対し、反対の討論を行なうのであります。(拍手)

まず第一に、その反対の理由は、今回の国鉄運賃の値上げは、いまだかつてない異常なインフレのさなかに行われるということでありましよう。

昨年末以来の物価の上昇はとどまるところを知らず、すでに卸売物価の上昇は一％をこえ、消費者物価の上昇もまた九％をこえています。このような事態において、今日政府のとるべき最大、最優先の責務は、インフレを抑制し、それを克服するため、まず公共料金の凍結を行なつて、これを押えることである。(拍手)

ところが、田中総理は、就任するや、日本列島の改造論を提唱し、そのため、それが過剰流動性を背景に土地の投機に火をつけ、土地の暴騰を促し、次いで、商品の買い占め、売り惜しみへと新たな投機を誘発し、急激にインフレマインドを醸成したことは明らかであります。政府はインフレを収束するどころか、インフレを加速して今日の事態に至らしめたのであります。もし田中内閣が直

ちにインフレを克服しようとするならば、なぜ物価騰貴に拍車をかける国鉄運賃の値上げをあえて行なわんとするのであるか。これによつてますますインフレを助長し、多くの便乗値上げを誘発することは、これは明らかであります。今日、政府のとるべき方策は、少なくともインフレが鎮静化するまでの間、これら運賃値上げを見合わせ、それによつて生ずる国鉄の財政赤字は、国庫において負担すべきであります。

反対の第二の理由は、今回策定された国鉄財政再建十年計画によつては、国鉄の再建は不可能であるということでありましよう。

国鉄の長期収支試算によりますれば、十年後には減価償却をし、黒字を計上していますが、それには十年間に四回にわたつて値上げを行ない、総額二百数十％に及ぶ運賃改定と、とうてい予想できない高い貨物輸送量の伸びを前提としております。それでもなお一兆円の債務と二兆六千億円の累積赤字が残るのであります。この数字は、明らかにこの計画の結果を証明しております。

また、この再建計画の欠陥の第一は、債務の利子補給のやり方であるから、再建債という形で債務がふえていくばかりではなく、償還期限の到来する債務は再び利子補給を伴わない新たな債務と化し、債務は累増を重ねていくばかりであります。

欠陥の第二は、国の財政援助が工事費の補助に限定され、借入れ金利子を三分程度に押えているということでありましよう。国鉄経営の本質的な改善には役立たないということでありましよう。

要するに、今回の再建案は、国鉄経営の破綻の本質的な分析を怠り、抜本的な対策を欠くがゆえに、結局中途はんばなものととなつて、これでは国鉄の再建はでき得ないと断ぜざるを得ないのであります。

第三の理由は、国鉄の経営の多角化を促進する措置が全く軽視されていることでありましよう。現在、パイプラインなど、若干の経営の多角化

が認められておりますが、それによる収入は微々たるものにすぎません。今日の国鉄の経営実態からして、事業範囲の拡大を促進し、運賃収入外の増収をはかるべきであります。現在の国鉄用地を利用する経営は、原則として自由とし、複線化などを新たに行なう場合には、沿線一定地域に限つて開発事業の経営を認めるべきであります。国鉄がこうした開発利益を得られるような道を閉ざされていることは、まことに遺憾なことでありましよう。

第四の理由は、国鉄の職場規律が乱れておることでありましよう。企業としての体をなしていないということでありましよう。

職場内の暴力は目に余るものがあり、労使間の非常識なあつれきと無秩序な闘争の繰り返しは、国民生活に重大な支障と損害を与え、いまや国鉄は国民の信頼を失い尽くしております。現場長でさえその管理能力に自信を持ち得ないところが随所にあらわれております。

また、国の大幅な財政援助を受けて再建への期待が持たれているのをよそ目に、政治的赤字路線の建設に血道をあげ、その経営をますます苦境に追い込み、その上、建設工事に際し、特定業界との癒着によつて疑惑を投げかけております。政府並びに当局は、国鉄経営について、終始その指導と運営の方針に迷ひ続けている姿は目に余るものがあります。国鉄再建はこれらについて、とりわけ職場規律の厳正と公共企業としての責任を全うするの決意いかににかかっているといわざるを得ません。

私は、以上の諸点について、政府並びに国鉄当局に重大なる反省を求めるものであります。抜本的改革を糊塗し、物価上昇に拍車をかけ、国民生活を根柢から危うくする国鉄二法案並びにその修正案に断固反対し、私の民社党の討論を終わります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(前尾繁三郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(前尾繁三郎君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開閉。——開鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(前尾繁三郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(前尾繁三郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 四百二十四

可とする者(白票) 二百三十九

〔拍手〕

否とする者(青票) 百八十五

〔拍手〕

○議長(前尾繁三郎君) 右の結果、本案は委員長報告のとおり決しました。(拍手)

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案を委員長報告の通り決する可とする議員の氏名

安倍晋太郎君 足立 篤郎君
阿部 喜元君 愛知 揆一君
愛野興一郎君 赤城 宗徳君
赤澤 正道君 秋田 大助君
天野 光晴君 荒木萬壽夫君
荒松清十郎君 有田 喜一君
井出一太郎君 井原 岸高君

伊東 正義君	伊藤宗一郎君	佐々木秀世君	佐々木義武君	橋口 隆君	橋本登美三郎君
伊能繁次郎君	石田 博英君	佐藤 榮作君	佐藤 孝行君	橋本龍太郎君	長谷川四郎君
石原慎太郎君	稻村佐近四郎君	佐藤 文生君	佐藤 守良君	長谷川 峻君	旗野 進一君
稻村 利幸君	今井 勇君	齊藤滋与史君	齋藤 邦吉君	八田 貞義君	服部 安司君
宇田 國榮君	宇都宮徳馬君	三枝 三郎君	坂田 道太君	浜田 幸一君	濱野 清吾君
宇野 宗佑君	上田 茂行君	坂村 吉正君	坂本三十次君	早川 崇君	林 大幹君
上村千一郎君	植木庚子郎君	笹山茂太郎君	志賀 節君	原 健三郎君	廣瀬 正雄君
白井 莊一君	内海 英男君	塩崎 潤君	塩谷 一夫君	福田 勉夫君	福田 篤泰君
浦野 幸男君	江崎 真澄君	篠田 弘作君	塩谷 直藏君	福田 一君	福永 一臣君
江藤 隆美君	小川 平二君	島田 安夫君	島村 一郎君	福永 健司君	藤井 勝志君
小比木彦三郎君	小沢 一郎君	正示啓次郎君	白濱 仁吉君	藤尾 正行君	藤波 孝生君
小澤 太郎君	小沢 辰男君	菅波 茂君	鈴木 善幸君	藤本 幸雄君	船田 中君
小淵 恵三君	越智 伊平君	住 榮作君	瀬戸山三男君	藤本 幸雄君	保利 茂君
越智 通雄君	大石 千八君	關谷 勝利君	國田 直君	古屋 亨君	本名 武君
大石 武一君	大久保武雄君	關谷 誠君	田川 誠一君	細田 吉藏君	増岡 博之君
大竹 太郎君	大西 正男君	田中 榮一君	田中 覚君	前田 正男君	松岡 雄藏君
大野 明君	大野 市郎君	田中 龍夫君	田中 正巳君	松岡 松平君	松野 幸泰君
大橋 武夫君	大平 正芳君	田村 元君	田村 良平君	松永 光君	松本 十郎君
大村 襄治君	奥田 敬和君	高島 修君	高橋 千寿君	三池 信君	三木 武夫君
加藤 紘一君	加藤 六月君	竹下 登君	谷垣 專一君	三ツ林弥太郎君	三原 朝雄君
加藤 陽三君	海部 俊樹君	谷川 和穂君	千葉 三郎君	三塚 博君	水野 清君
空岡 喬君	梶山 静六君	地崎宇三郎君	中馬 辰猪君	三塚 博君	宮崎 茂一君
粕谷 茂君	片岡 清一君	塚原 俊郎君	坪川 信三君	宮澤 喜一君	村岡 兼造君
金子 一平君	金子 岩三君	戸井田三郎君	渡海元三郎君	村上 勇君	村田敬次郎君
亀岡 高夫君	龜山 孝一君	登坂重次郎君	徳安 實藏君	栗山 ひで君	毛利 松平君
鳴田 宗一君	唐沢俊二郎君	床次 徳二君	中尾 栄一君	森 喜朗君	森 美秀君
飯谷 忠男君	瓦 力君	中尾 宏君	中垣 國男君	森 欽司君	安田 貴六君
木部 佳昭君	木村 武雄君	中川 一郎君	中曾根康弘君	保岡 興治君	山口 敏夫君
木村武千代君	岸 信介君	中村 梅吉君	中村 弘海君	山崎 拓君	山崎平八郎君
北澤 直吉君	吉川 久衛君	中山 利生君	灘尾 弘吉君	山下 元利君	山下 徳夫君
久保田四次君	鯨岡 兵輔君	榎橋 渡君	二階堂 進君	山田 久就君	山中 貞則君
倉成 正君	栗原 祐幸君	丹羽喬四郎君	西岡 武夫君	山村新治郎君	山本 幸雄君
黒金 泰美君	小泉純一郎君	西村 直己君	西銘 順治君	吉永 治市君	早稲田柳右衛門君
小坂徳三郎君	小島 徹三君	根本龍太郎君	野田 卯一君	綿貫 民輔君	渡部 恒三君
小平 久雄君	小林 正巳君	野田 毅君	野呂 恭一君	渡辺 栄一君	渡辺 紘三君
小宮山重四郎君	小山 長規君	羽田 正勝君	羽田 忠文君	渡辺 美智雄君	
河野 洋平君	河本 敏夫君	羽田 孜君	萩原 幸雄君		
國場 幸昌君	近藤 鉄雄君	羽生田 進君			

否とする議員の氏名

安宅 常彦君	阿部 昭吾君
阿部 助哉君	阿部 末吉男君
赤松 勇君	井上 泉君
井上 普方君	石野 久男君
石橋 政嗣君	板川 正吾君
稲葉 誠一君	岩垂壽喜男君
上原 康助君	江田 三郎君
枝村 要作君	大柴 滋夫君
大原 亨君	太田 一夫君
岡田 哲見君	岡田 春夫君
加藤 清政君	加藤 清二君
勝澤 芳雄君	勝間田清一君
角屋堅次郎君	金瀬 俊雄君
金丸 徳重君	金子 みつ君
川崎 寛治君	川俣健二郎君
河上 民雄君	木島喜兵衛君
木原 実君	北山 愛郎君
久保 三郎君	久保 等君
久保田鶴松君	小林 信一君
小林 進君	兒玉 末男君
上坂 昇君	神門至馬夫君
佐々木更三君	佐藤 鶴樹君
佐藤 敬治君	佐野 憲治君
佐野 進君	齊藤 正男君
坂本 恭一君	柴田 健治君
島田 琢郎君	島本 虎三君
嶋崎 讓君	清水 徳松君
山口 一男君	田中 武夫君
田邊 誠君	多賀谷眞稔君
高沢 寅男君	高田 富之君
竹内 猛君	竹村 幸雄君
楠 兼次郎君	塚田 庄平君
辻原 弘市君	土井たか子君
堂森 芳夫君	中澤 茂一君
中村 茂君	中村 重光君
橋崎弥之助君	野坂 浩賢君
芳賀 貢君	馬場 昇君

長谷川正三君	原 茂君
日野 吉夫君	平林 剛君
広瀬 秀吉君	福岡 義登君
藤田 高敏君	古川 喜一君
細谷 治嘉君	松浦 利尚君
美濃 政市君	武藤 山治君
村山 喜一君	森井 忠良君
八百板 正君	八木 一男君
八木 昇君	安井 吉典君
山口 鶴男君	山田 耻目君
山田 芳治君	山中 吾郎君
山本 政弘君	山本弥之助君
湯山 勇君	米内山義一郎君
米田 東吾君	横路 孝弘君
横山 利秋君	吉田 法晴君
和田 貞夫君	渡辺 三郎君
渡辺 惣蔵君	青柳 盛雄君
荒木 宏君	石母田 達君
梅田 勝君	浦井 洋君
金子 満広君	木下 元二君
栗田 翠君	紺野与次郎君
柴田 睦夫君	庄司 幸助君
瀬崎 博義君	田代 文久君
田中美智子君	多田 光雄君
津金 佑近君	寺前 巖君
土橋 一吉君	中川利三郎君
中路 雅弘君	中島 武敏君
野間 友一君	林 百郎君
東中 光雄君	平田 藤吉君
不破 哲三君	正森 成二君
増本 一彦君	松本 善明君
三浦 久君	山原健二郎君
米原 昶君	新井 彬之君
有島 重武君	石田幸四郎君
小川新一郎君	大久保直彦君
大野 潔君	大橋 敏雄君
近江巳記夫君	岡本 富夫君
沖本 泰幸君	北側 義一君

日程第四 中小小売商業振興法案(内閣提出)
○議長(前尾繁三郎君) 日程第四、中小小売商業振興法案を議題といたします。

中小小売商業振興法案

右 国会に提出する。

昭和四十八年三月十七日

内閣総理大臣 田中 角榮

中小小売商業振興法

(目的)

第一条 この法律は、商店街の整備、店舗の共同化等の事業の実施を円滑にし、中小小売業者の経営の近代化を促進すること等により、中小小売商業の振興を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小小売業者」とは、小売業に属する事業を主たる事業として営む者であつて、次の各号の一に該当するものをいう。

一 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人

二 企業組合

三 協業組合

(振興指針)

第三条 通商産業大臣は、中小小売商業の振興を図るための中小小売商業者に対する一般的な指針(以下「振興指針」という。)を定めなければならない。

2 振興指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 経営の近代化の目標に関する事項

二 経営管理の合理化に関する事項

三 施設及び設備の近代化に関する事項

四 事業の共同化に関する事項

五 その他中小小売商業の振興のため必要な事項

3 通商産業大臣は、振興指針を定めようとするときは、小売業に属する事業を所管する大臣に協議し、かつ、中小企業近代化審議会の意見をきかなければならない。

4 通商産業大臣は、振興指針を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

(高度化事業計画の認定等)

第四条 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第百八十五号)第九條ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会(第六條第一号において「事業協同組合等」という。)は、主として

中小小売商業者である組合員又は所屬員の経営の近代化を図るため、商店街の区域において店舗、アーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、当該商店街整備計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

2 第一号又は第二号に掲げる組合は当該各号に定める事業について、第三号に掲げる中小小売商業者は当該合併又は出資をしようとする他の中小小売商業者と共同して同号に定める事業について、それぞれ店舗共同化計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、当該店舗共同化計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

一 事業協同組合又は事業協同小組合 中小小売商業者である組合員のための共同店舗の設置の事業

二 協業組合 組合の店舗の設置の事業

三 他の中小小売商業者と合併をしようとし、又は他の中小小売商業者とともに資本の額若しくは出資の総額の大部分を出資して小売業に属する事業を主たる事業として営む会社を設立しようとする中小小売商業者 合併又は出資により設立される小売業に属する事業を主たる事業として営む会社（合併後存続する会社を含む。）の店舗の設置の事業

3 連鎖化事業（主として中小小売商業者に対し、典型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を取扱し、かつ、経営に関する指導を行なう事業をいう。以下同じ。）を行なう者は、当該連鎖化事業の用に供する倉庫その他の施設又は設備を設置する事業について、連鎖化事業計画を作成し、これを主務大臣に提出して、当該連鎖化事業計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

4 商店街整備計画、店舗共同化計画又は連鎖化事業計画（以下「高度化事業計画」という。）には、

次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第一項に規定する事業、第二項各号に定める事業又は前項に規定する事業（以下「高度化事業」という。）の目標及び内容

二 高度化事業の実施時期

三 高度化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

5 通商産業大臣は、第二項の規定による認定をしようとするときは、同項第一号又は第二号に定める事業に係る店舗共同化計画にあつては当該店舗共同化計画に係る組合を所管する大臣に、同項第三号に定める事業に係る店舗共同化計画にあつては当該店舗共同化計画に係る会社の行なう事業を所管する大臣に協議しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、高度化事業計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

（資金の確保）

第五條 国は、前条第一項から第三項までの規定による認定を受けた高度化事業計画（以下「認定計画」という。）に基づく高度化事業の実施その他中小小売商業者の経営の近代化のための事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつてに努めるものとする。

（減価償却の特例）

第六條 次に掲げる者は、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）で定めるところにより、当該認定計画に係る減価償却資産について特別償却をすることができる。

一 第四條第一項の規定による認定を受けた事業協同組合等又はその組合員若しくは所屬員（中小小売商業者又は中小サービスマン（以下「小売業者」という。））が、当該認定計画に基づき、認定計画に定める事業を主たる事業として営む者であつて、第二條各号の一に該当するものをいう。であるものに限る。）

二 第四條第二項の規定による認定を受けた事業協同組合、事業協同小組合若しくは協業組合又は同項の規定による認定に係る同項第三号に規定する会社

三 第四條第三項の規定による認定を受けた者（調査）

第七條 国は、中小小売商業者が地域的条件を考慮してその経営の近代化を行なうことができるようにするため、地域における小売商業の実態及びその経済的社会的条件に関する調査を行ない、地域における小売商業の将来の展望を明らかにするように努めるものとする。

（研修事業の実施等）

第八條 国は、中小小売商業の従事者の資質の向上を図るため、研修事業の実施、経営の指導を担当する者の養成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、中小小売商業者の依頼に応じて、その経営の近代化に関し必要な指導及び助言を行なうものとする。

（小規模企業者に対する配慮）

第九條 国は、中小小売商業者の経営の近代化のための施策を講ずるにあつては、小規模企業者に対する特別の配慮をしなければならない。（地方公共団体の施策）

第十條 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めるものとする。

（特定連鎖化事業の運営の適正化）

第十一條 連鎖化事業であつて、当該連鎖化事業に係る約款に、当該連鎖化事業に加盟する者（以下「加盟者」という。）に特定の商標、商号その他の表示を使用させる旨及び加盟者から加盟に際し加盟金、保証金その他の金銭を徴収する旨の定めがあるもの（以下「特定連鎖化事業」という。）を行なう者は、当該特定連鎖化事業に加盟しようとする者と契約を締結しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その者に対し、次の事項を記載した書面を交付し、その記載事項について説明をしなければならない。

一 加盟に際し徴収する加盟金、保証金その他の金銭に関する事項

二 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

三 経営の指導に関する事項

四 使用させる商標、商号その他の表示に関する事項

五 契約の期間並びに契約の更新及び解除に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

2 通商産業大臣は、前項の通商産業省令の制定又は改廃をしようとするときは、小売業に属する事業を所管する大臣に協議しなければならない。

第十二條 主務大臣は、特定連鎖化事業を行なう者が前条第一項の規定に従つていないと認めるときは、その者に対し、同項の規定に従うべきことを勧告することができる。

（報告の徴収）

第十三條 通商産業大臣は、第六條第一号又は第二号に掲げる者に対し、認定計画に基づく高度化事業の実施状況について報告を求めることができる。

2 主務大臣は、第六條第三号に掲げる者に対し認定計画に基づく高度化事業の実施状況について、特定連鎖化事業を行なう者に対し前条の規定の施行に必要な限度においてその業務について報告を求めることができる。

（主務大臣）

第十四條 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び連鎖化事業に係る主たる商品の流通を所管する大臣とする。

（権限の委任）

第十五條 この法律の規定により通商産業大臣、主務大臣及び第四條第五項に規定する所管大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

昭和四十八年六月十四日 衆議院會議録第四十三号 中小小売商業振興法案 朗読を省略した議長の報告

(罰則)

第十六条 第十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(地方税法の一部改正)

2 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項第十一号中「土地」の下に「及び租税特別措置法第十一條第一項の表の第九号に掲げる個人又は同法第四十三條第一項の表の第十四号に掲げる法人が中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第...号)第四條第一項から第三項までの規定による認定を受けた同条第四項に規定する高度化事業計画に基づく高度化事業の用に供する土地で政令で定めるもの」を加える。

3 (中小企業信用保険法の一部改正)
中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項に次の一号を加える。
十一 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第...号)第四條第一項から第三項までの規定による認定を受けた同条第四項に規定する高度化事業計画に従つて高度化事業を実施する者及び同条第三項の規定による認定を受けた連鎖化事業計画に係る同項に規定する連鎖化事業に加盟する者(前各号に掲げるものを除く。)

4 (中小企業庁設置法の一部改正)
中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十

三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第七号の四中「商店街振興組合法(昭和二十七年法律第四百十一号)」の下に「及び中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第...号)」を加える。

理由

中小小売商業の国民経済における重要な役割にかんがみ、その振興を図るため、商店街の整備、店舗の共同化等の高度化事業の実施を円滑にし、中小小売商業者の経営の近代化を促進する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員長浦野幸男君。

(報告書は本号末尾に掲載)

(浦野幸男君登壇)

○浦野幸男君 ただいま議題となりました中小小売商業振興法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本案は、中小小売商業の国民経済における重要な役割にかんがみ、その振興をはかるために提案されたものでありまして、その内容は、

第一に、通商産業大臣は、中小小売商業の振興をはかるための振興指針を定め、これを公表すること。

第二に、事業協同組合等は高度化事業計画、すなわち、商店街整備計画、店舗共同化計画、連鎖化事業計画を作成し、通商産業大臣の認定を受けることができることとし、国は、これらの認定計画の実施を促進するため、金融、税制上の助成措置を講ずること。

第三に、国は、中小小売商業者の経営の近代化のため、資金の確保、将来の展望を明らかにする

ための実態調査、研修事業の実施等の措置を講ずること。

第四に、特定連鎖化事業の運営を適正に行なわせるため、契約事項に関する書面の交付及び説明について定め、これに従わないときは勧告することができること。

等でありました。

本案は、去る四月六日日本委員会に付託され、同月二十五日中曾根通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、審査を重ね、昨十三日質疑を終了いたしましたところ、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党から、振興指針に掲げる事項に従業員の福利厚生に関する事項を加えること等の修正案が提出され、採決の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添え、以上、御報告を申し上げます。(拍手)

(参照)

中小小売商業振興法案に対する修正案(金修正)

中小小売商業振興法案の一部を次のように修正する。

第三條第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 中小小売商業の従事者の福利厚生に関する事項

第十二條に次の一項を加える。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、特定連鎖化事業を行なう者がその勧告に従っていないと認めるときは、その旨を公表することができる。

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(前尾繁三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十二分散会

出席國務大臣

通商産業大臣 中曾根康弘君
運輸大臣 新谷寅三郎君
労働大臣 加藤常太郎君
建設大臣 金丸 信君

○朗読を省略した議長の報告

(理事補欠選任)

一、去る十二日、法務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 青柳 盛雄君(理事青柳盛雄君去る七日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

小此木彦三郎君

船田 中君

中島 武敏君

中島 武敏君

船田 中君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

補欠

小此木彦三郎君

船田 中君

中島 武敏君

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

船田 中君

中島 武敏君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

辞任

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

小此木彦三郎君

船田 中君

中島 武敏君

中島 武敏君

船田 中君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

補欠

小此木彦三郎君

船田 中君

中島 武敏君

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

船田 中君

中島 武敏君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

辞任

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

小此木彦三郎君

船田 中君

中島 武敏君

中島 武敏君

船田 中君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

補欠

小此木彦三郎君

船田 中君

中島 武敏君

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

船田 中君

中島 武敏君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

辞任

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

小此木彦三郎君

船田 中君

中島 武敏君

中島 武敏君

船田 中君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

補欠

小此木彦三郎君

船田 中君

中島 武敏君

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

船田 中君

中島 武敏君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

辞任

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

小此木彦三郎君

船田 中君

中島 武敏君

中島 武敏君

船田 中君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

補欠

小此木彦三郎君

船田 中君

中島 武敏君

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

船田 中君

中島 武敏君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

辞任

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

小此木彦三郎君

船田 中君

中島 武敏君

中島 武敏君

船田 中君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

補欠

小此木彦三郎君

船田 中君

中島 武敏君

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

船田 中君

中島 武敏君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

辞任

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

小此木彦三郎君

船田 中君

中島 武敏君

中島 武敏君

船田 中君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

補欠

小此木彦三郎君

船田 中君

中島 武敏君

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

船田 中君

中島 武敏君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

辞任

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

小此木彦三郎君

船田 中君

中島 武敏君

中島 武敏君

船田 中君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

補欠

小此木彦三郎君

船田 中君

中島 武敏君

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

船田 中君

中島 武敏君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

辞任

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

小此木彦三郎君

船田 中君

中島 武敏君

中島 武敏君

船田 中君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

補欠

小此木彦三郎君

船田 中君

中島 武敏君

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

船田 中君

中島 武敏君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

辞任

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

小此木彦三郎君

船田 中君

中島 武敏君

中島 武敏君

船田 中君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

補欠

小此木彦三郎君

船田 中君

中島 武敏君

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

船田 中君

中島 武敏君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

辞任

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

小此木彦三郎君

船田 中君

中島 武敏君

中島 武敏君

船田 中君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

補欠

小此木彦三郎君

船田 中君

中島 武敏君

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

東中 光雄君

船田 中君

中島 武敏君

近藤 鉄雄君

東

阿部 助哉君	榑 兼次郎君
塚本 三郎君	佐々木良作君
外務委員	

辞任
補欠

加藤 紘一君
橋本登美三郎君

小林 正巳君
倉石 忠雄君

深谷 隆司君
篠田 弘作君

山田 久就君
濱野 清吾君

柴田 睦夫君
田代 文久君

倉石 忠雄君
小林 正巳君

篠田 弘作君
深谷 隆司君

橋本登美三郎君
加藤 紘一君

濱野 清吾君
山田 久就君

田代 文久君
柴田 睦夫君

委員

辞任
補欠

勝澤 芳雄君
楯 兼次郎君

山口 鶴男君
江田 三郎君

江田 三郎君
山口 鶴男君

楯 兼次郎君
勝澤 芳雄君

勸委員

辭任
補欠

小宮 武喜君 玉置 一徳君

貧

辭任
補欠

玉置 一徳君
小宮 武喜君

資

辭任
補欠

小此木彦三郎君
羽田 孜君

羽田 孜君 小此木彦三郎君

資

辭任
補欠

石井 一君 羽田 孜君

船田 中君 小渕 恵三君

佐々木更三君 中村 茂君

瀬崎 博義君
村上 弘君

中島 武敏君
寺前 巖君

村上 弘君 瀨崎 博義君

小淵 惠三君	船田 中君	小淵 惠三君	船田 中君
羽田 孜君	石井 一君	羽田 孜君	石井 一君
中村 茂君	佐々木更三君	中村 茂君	佐々木更三君
寺前 巖君	中島 武敏君	寺前 巖君	中島 武敏君
決算委員		決算委員	
辭任	補欠	辭任	補欠
篠田 弘作君	中村 弘海君	篠田 弘作君	中村 弘海君
橋本登美三郎君	中尾 宏君	橋本登美三郎君	中尾 宏君
濱野 清吾君	増岡 博之君	濱野 清吾君	増岡 博之君
江田 三郎君	稻葉 誠一君	江田 三郎君	稻葉 誠一君
田代 文久君	柴田 睦夫君	田代 文久君	柴田 睦夫君
竹入 義勝君	坂井 弘一君	竹入 義勝君	坂井 弘一君
中尾 宏君	橋本登美三郎君	中尾 宏君	橋本登美三郎君
中村 弘海君	篠田 弘作君	中村 弘海君	篠田 弘作君
増岡 博之君	濱野 清吾君	増岡 博之君	濱野 清吾君
稻葉 誠一君	江田 三郎君	稻葉 誠一君	江田 三郎君
柴田 睦夫君	田代 文久君	柴田 睦夫君	田代 文久君
坂井 弘一君	竹入 義勝君	坂井 弘一君	竹入 義勝君
議院運営委員		議院運営委員	
辭任	補欠	辭任	補欠
村上 弘君	瀬崎 博義君	村上 弘君	瀬崎 博義君
倉石 忠雄君	羽田 孜君	倉石 忠雄君	羽田 孜君
竹中 修一君	小泉純一郎君	竹中 修一君	小泉純一郎君
瀬崎 博義君	村上 弘君	瀬崎 博義君	村上 弘君
小泉純一郎君	竹中 修一君	小泉純一郎君	竹中 修一君
羽田 孜君	倉石 忠雄君	羽田 孜君	倉石 忠雄君
懲罰委員		懲罰委員	
辭任	補欠	辭任	補欠
中村 茂君	佐々木更三君	中村 茂君	佐々木更三君
坂井 弘一君	竹入 義勝君	坂井 弘一君	竹入 義勝君
玉置 一徳君	佐々木良作君	玉置 一徳君	佐々木良作君
佐々木更三君	中村 茂君	佐々木更三君	中村 茂君
竹入 義勝君	坂井 弘一君	竹入 義勝君	坂井 弘一君
佐々木良作君	玉置 一徳君	佐々木良作君	玉置 一徳君
昨十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		昨十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
内閣委員		内閣委員	

	辭任	東中 光雄君	補欠	諫山 博君	東中 光雄君
農林水産委員	諫山 博君				
辭任	諫山 博君		補欠	庄司 幸助君	
商工委員	庄司 幸助君			諫山 博君	
辭任			補欠		
	小宮 武喜君			玉置 一徳君	
運輸委員	玉置 一徳君			小宮 武喜君	
辭任			補欠		
	井岡 大治君			石橋 政嗣君	
通信委員	石橋 政嗣君			井岡 大治君	
辭任			補欠		
	内海 英男君			高橋 千寿君	
懲罰委員	高橋 千寿君			内海 英男君	
辭任			補欠		
	浜田 幸一君			小林 正巳君	
(特別委員辭任及び補欠選任)	石橋 政嗣君			井岡 大治君	
二、昨十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	玉置 一徳君			小宮 武喜君	
公害対策並びに環境保全特別委員	小林 正巳君			浜田 幸一君	
辭任	井岡 大治君			石橋 政嗣君	
	小宮 武喜君			玉置 一徳君	
(乗約送付)					
一、去る十二日、参議院に送付した条約は次のとおりである。	稻村佐近四郎君		補欠	渡部 恒三君	
国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求めるの件					

電離放射線からの労働者の保護に関する条約（第百十五号）の締結について承認を求めるの件
機械の防護に関する条約（第百十九号）の締結について承認を求めるの件
（議案送付）

二、去る十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

総合研究開発機構法案
開拓融資保証法の廃止に関する法律案
郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關する法律の一部を改正する法律案

臺灣労働法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、臺灣労働者の雇用の安定と福祉の増進を図るため、事業主を構成員とする臺灣労働協会を設立し、事業主がその共同の責任において登録日雇臺灣労働者の雇用機会を確保する態勢を整える等臺灣労働者の雇用の調整を適正かつ円滑に行なうための措置を講じようとするもので、その要旨は、次のとおりである。

- 1 事業主が共同して登録日雇臺灣労働者の雇用の安定を図るため、臺灣労働協会（政令で指定する臺灣ごとに事業主を会員とする「地区協会」並びに地区協会の会員とする「中央協会」）を設立すること。
- 2 地区協会は、日雇臺灣労働者の登録、登録日雇臺灣労働者の紹介、訓練、雇用機会の確保等の業務を行なうこと。
- 3 地区協会は、雇用調整業務の実施に關し必要な規程（雇用調整規程）を定め、労働大臣の認可を受けなければならないこと。
- 4 地区協会に登録委員会を置き、登録及び登録の拒否並びに登録の取消しの処分について意見を述べること。
- 5 中央協会は、会員に対する指導、援助等の

昭和四十八年六月十四日 衆議院會議録第四十三号 議案に関する報告書

業務を行なうこと。

6 労働大臣は、港湾労働協会に対し、その業務に關して監督上必要な命令をすることができると。

7 日々又は六月以内の期間を定めて雇用される港湾労働者を日雇港湾労働者とする。

8 日雇港湾労働者の直接雇入れは、天災等の場合を除き、禁止すること。

9 登録日雇港湾労働者の就業状態の悪化した港湾においては、常用港湾労働者の臨時使用を禁止すること。

10 労働大臣は、港湾雇用調整計画の的確かつ円滑な実施のため事業主等に対して必要な勧告又は要請を行なうことができる等所要の規定を設けること。

二 議案の可決理由

港湾労働者の雇用の安定と福祉の増進を図るため、共同雇用の理念に基づき適正かつ円滑な雇用調整の措置を講ずることは、時宜に適應するものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十八年度一般会計予算(労働省所管)において、港湾労働協会の運営に必要な経費として一億五千万三千円が計上されている。

昭和四十八年六月十二日

社会労働委員長 田川 誠一
衆議院議長 前尾繁三郎殿

都市緑地保全法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、都市における緑地の保全及び緑地の推進に關し必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もつて健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 都市計画区域内において、良好な自然的環境を有する緑地のうち、一定の要件に該當するものについて、都市計画に緑地保全地区を定めることができるものとし、建築物の新築、宅地の造成等の行為については、都道府県知事の許可を受けなければならないものとする。

2 都道府県は、許可を受けることができないため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償するものとする。土地所有者から、許可を受けることができないため土地の利用に著しい支障をきたすとして申し出があつた場合には、その土地を時価により買入れるものとする。

3 国は、損失の補償及び土地の買入れに要する費用については、その一部を補助することができるものとする。

4 都市計画区域内において、相当規模の一団の土地又は相当の区間にわたる道路沿いの土地の所有者等は、その全員の合意により、緑地協定を締結することができるものとし、当該協定は、その後において、緑地協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力が及ぶものとする。

また、分譲前の相当規模の造成宅地等についても単独で緑地協定を定めることができる特則を設けるものとする。

5 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

近年、都市化の進展に伴い、市街地が急激に拡大し、都市における緑地の減少が著しくなつていく状況にかんがみ、都市計画区域内において、良好な自然的環境を有する緑地を保全するとともに、緑地の推進を図らうとする本案の趣旨は、妥當なものとして認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。
右報告する。

昭和四十八年六月十二日

建設委員長 服部 安司
衆議院議長 前尾繁三郎殿

(別紙)

都市緑地保全法案に対する附帯決議
政府は、本法の施行にあたり、次の諸点について留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 計画的な緑地保全の確保とその維持管理が図られるよう広域的、長期的な観点にたつて、本法に基づく緑地保全地区及び緑地協定の制度の活用を促すとともに、都市施設としての公園、緑地等の整備を更に積極的に推進すること。

二 都市の緑化を推進するため、次の措置を積極的に進めよう。

1 国庫補助率及び補助額を大幅に引き上げるよう努めること。

2 保全地区の維持管理に必要な経費について、国が当該地方公共団体に対し、補助するよう検討すること。

3 緑地協定に対し、助成措置を講ずるよう努めること。

4 固定資産税の非課税及び譲渡税の特別控除制限額を一定の限度において引き上げるよう検討すること。

三 公共的土地(道路、河川、学校等)に植樹、緑化等を積極的に進め、都市環境整備の総合的推進を図ること。

四 第五十九条の政令の定めについては、できるだけ「行為の制限」をきびしくするよう努めること。

五 第三条の後段の「これらと一体となつて、良好な自然環境を形成しているもの」に農地をも対象とするよう検討すること。

六 苗木、苗木の品質管理、量の生産の確保を図

り、また、買い占めなど投機の対象にされないよう充分な措置を講ずること。
右決議する。

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、日本国有鉄道の財政の実情にかんがみ、その再建を強力に推進するため、運賃を改定するとともに、昭和四十八年度以降十年間を新たな再建期間とし、あらためて財政の再建に關する基本方針及びこれに基づく再建計画を策定し、国のとるべき援助の措置を強化しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 国有鉄道運賃法の一部改正

1 鉄道の普通旅客運賃について、その貨率をおおむね二二パーセント引き上げることとし、営業キロ一キロメートルごとに、六百キロメートル(現行 五百キロメートル)までの部分については五円十銭(現行 四円二十銭)、六百キロメートル(現行 五百キロメートル)をこえる部分については二円五十銭(現行 二円五銭)に改定する。

2 航路の普通旅客運賃について、鉄道の普通旅客運賃とはほぼ同程度の改定を行なう。

3 準急行列車の廃止に伴い、準急行料金を廃止する。

4 車扱貨物運賃について、その等級を三等級(現行 四等級)に圧縮するとともに、その貨率をおおむね二五パーセント引き上げる。

5 小口扱貨物(コンテナ貨物を除く)を小荷物に統合することに伴い、小口扱貨物運賃を廃止する。

6 新たにコンテナ貨物運賃を設け、その運賃は、車扱貨物運賃を参しやくし、運輸大

臣の認可を受けて日本国有鉄道が定める貸率によるものとする。

(一) 日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部改正

1 新たに昭和四十八年度以降の十年間を再建期間(現行 昭和四十四年度以降十年間)とする国鉄財政再建に関する基本方針及びこれに基づく再建計画を策定することとする。

2 政府は、再建期間中の毎年度、国鉄に対し、工事資金の一部に相当する金額を出資するものとする。

3 財政再建債及び同利子補給金の対象(現行 昭和四十三年度末政府管掌債務)を昭和四十七年度末の政府管掌債務及びすべての鉄道債券に係る債務に拡大する。

4 工事費補助金の対象工事年度(現行 昭和四十年年度から昭和五十年年度まで)を昭和五十七年度までに延長するとともに、交付期間(現行 七年間)を十年間に延伸し、その交付年度(現行 昭和四十四年度から昭和五十七年度まで)を昭和四十八年度から昭和六十七年度までに改める。

(二) その他

1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

2 その他所要の経過措置等を定める。

二 議案の修正議決理由

日本国有鉄道の財政の実情にかんがみ、その再建を推進するため、必要最小限の運賃改定を行なうとともに、あらためて昭和四十八年度以降十年間を再建期間とする抜本的な財政再建対策を策定し、国のとるべき援助の措置を強化しようとする本案の趣旨は妥当なものと認め、施行期日については、原案の昭和四十八年四月一日はすでに経過しているもので、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部改正につき、昭和四十八年度一般会計予算運輸省所管において日本国有鉄道事業助成費として工事費補助金七百二十五億五千九百九十六万六千円、財政再建債利子補給金百九十一億八千八百九十九万六千九百六十四円、合計一千六百九十四億四千六百九十六万六千九百六十四円が計上されており、また同年度財政投融資計画において日本国有鉄道に対する長期資金の貸付け措置としての財政再建債一千七百二十三億円が計上されている。

昭和四十八年六月十二日

運輸委員長 井原 岸高

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

附 則

(小字及び一は修正)

1 この法律は、公布の日、昭和四十八年四月一日から施行する。ただし、第一條及び附則第五項の規定は、公布の日から起算して。

中小小売商業振興法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、中小小売商業の国民経済における重要な役割にかんがみ、中小小売商業の振興を図るための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、商店街の整備、店舗の共同化等の事業の実施を円滑にし、中小小売商業者の経営の近代化を促進すること等により、中小小売商業の振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 定義

この法律において「中小小売商業者」とは、

主として小売業を営んでいる次の者をいう。

(1) 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人

(2) 企業組合

(3) 協業組合

3 振興指針

(1) 通商産業大臣は、中小小売商業の振興を図るため、小売業を所管する大臣に協議し、かつ、中小企業近代化審議会の意見をきいて、中小小売商業者に対する一般的な指針(以下「振興指針」という。)を定めなければならない。

(2) 振興指針には、次に掲げる事項について定めるものとし、振興指針を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

イ 経営の近代化の目標に関する事項
ロ 経営管理の合理化に関する事項
ハ 施設及び設備の近代化に関する事項
ニ 事業の共同化に関する事項
ホ その他中小小売商業の振興のため必要な事項

4 高度化事業計画の認定等

(1) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、商店街振興組合若しくは同連合会又は商店街組合(中小企業団体の組織に関する法律第九条ただし書に規定する組合)若しくはこれを会員とする商工組合連合会、主として中小小売商業者である組合員等の経営の近代化を図るため、商店街の区域において店舗、アーケード、街路灯その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、当該計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

(2) 事業協同組合又は事業協同小組合にあつては中小小売商業者である組合員のための共同店舗の設置の事業、協業組合にあつては組合の店舗の設置の事業、又は他の中小小売商業者と合併若しくは小売業を営む共同出資会社を設立しようとする中小小売商業者にあつてはその会社の店舗の設置の事業について、それぞれ店舗共同化計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、当該計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

なお、認定する場合、通商産業大臣は組合及び会社の事業を所管する大臣に協議しなければならない。

(3) 連鎖化事業(主として中小小売商業者に対し、典型的な約款による契約に基づき継続的に、商品販売し、かつ、経営に関する指導を行なう事業をいう。)を行なう者は、当該連鎖化事業の用に供する倉庫その他の施設又は設備を設置する事業について、連鎖化事業計画を作成し、これを主務大臣に提出して、当該計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

(4) 商店街整備計画、店舗共同化計画又は連鎖化事業計画(以下「高度化事業計画」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

イ 高度化事業の目標及び内容
ロ 高度化事業の実施時期
ハ 高度化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

5 資金の確保
国は、認定を受けた高度化事業計画に基づき高度化事業の実施その他中小小売商業者の経営の近代化のための事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

昭和四十八年六月十四日 衆議院會議録第四十三号 議案に関する報告書

6 減価償却の特例

商店街整備計画の認定を受けた事業協同組合等又はその組合員若しくは所屬員(中小小売商業者又は中小サービス業者であるものに限る)、店舗共同化計画の認定を受けた事業協同組合等又は認定を受けた計画を実施するため設立された会社、連鎖化事業計画の認定を受けた者は、租税特別措置法で定めるところにより、認定計画に係る減価償却資産について特別償却をすることができ、

7 調査

国は、中小小売商業者が地域的条件を考慮してその経営の近代化を行なえるようにするため、地域における小売商業の実態及びその経済的社会的条件に関する調査を行ない、地域における小売商業の将来の展望を明らかにするよう努めるものとする。

8 研修事業の実施等

国は、中小小売商業の従事者の資質の向上を図るため、研修事業の実施、経営の指導を担当する者の養成その他の措置を講ずるよう努めるとともに、中小小売商業者の依頼に応じて、その経営の近代化に関し必要な指導及び助言を行なうものとする。

9 小規模企業者に対する配慮

国は、中小小売商業者の経営の近代化のための施策を講ずるにあつては、小規模企業者に対する特別の配慮をしなければならない。

10 地方公共団体の施策

地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めるものとする。

11 特定連鎖化事業の運営の適正化

特定連鎖化事業(連鎖化事業であつて、当該連鎖化事業に係る約款に、加盟者から加盟金、保証金その他の金銭を徴収した上、当該

加盟者に、特定の商標、商号その他の表示を使用させる旨の定めがあるものをいう。)を行なう者は、当該特定連鎖化事業に加盟しようとする者と契約を締結しようとするときは、通商産業省令により、あらかじめ、その者に對し、次の事項を記載した書面を交付し、その記載事項について説明をしなければならない。

- (1) 加盟に際し徴収する加盟金、保証金その他の金銭に関する事項
- (2) 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項
- (3) 経営の指導に関する事項
- (4) 使用させる商標、商号その他の表示に関する事項
- (5) 契約の期間並びに契約の更新及び解除に関する事項
- (6) 通商産業省令で定める事項

12 特定連鎖化事業に関する報告

主務大臣は、特定連鎖化事業を行なう者が11の規定に従っていないと認めるときは、その者に對し、その規定に従うべきことを勧告することができる。

13 主務大臣

この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び連鎖化事業に係る主たる商品の流通を所管する大臣とする。

14 その他

報告の徴収、権限の委任、罰則について必要な規定を定める。

15 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

16 地方税法の一部改正

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を改正し、認定を受けた高度化事業計画に基づく事業の用に供する土地で政令で定めるものを、特別土地保有税の課税対象から除外する。

17 中小企業信用保険法の一部改正

中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を改正し、認定を受けた高度化事業計画に従つて事業を実施する者及び認定を受けた連鎖化事業計画に係る加盟者を近代化関係中小企業者とし、「近代化保険」の対象に加える。

二 議案の修正議決理由

本案は、中小小売商業の国民経済における重要な役割にかんがみ、中小小売商業の振興を図るための措置として、おおむね有効適切なものとするが、振興指針に掲げる事項等について修正を加える必要があると認め、別紙のとおり、修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に對し別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十八年六月十三日

商工委員長 浦野 幸男

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

(振興指針) (小字及び一は修正)

第三条 通商産業大臣は、中小小売商業の振興を図るための中小小売商業者に対する一般的な指針(以下「振興指針」という。)を定めなければならない。

二 振興指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 経営の近代化の目標に関する事項
- 二 経営管理の合理化に関する事項
- 三 施設及び設備の近代化に関する事項

四 事業の共同化に関する事項

五 中小小売商業の従事者の福利厚生に関する事項

五 六 その他中小小売商業の振興のため必要な事項

三 通商産業大臣は、振興指針を定めようとするときは、小売業に属する事業を所管する大臣に協議し、かつ、中小企業近代化審議会の意見をきかなければならない。

四 通商産業大臣は、振興指針を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

第十二条 主務大臣は、特定連鎖化事業を行なう者が前条第一項の規定に従っていないと認めるときは、その者に對し、同項の規定に従うべきことを勧告することができる。

二 主務大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、特定連鎖化事業を行なう者がその勧告に従っていないと認めるときは、その旨を公表することができる。

〔別紙〕

中小小売商業振興法案に対する附帯決議
政府は、本法施行にあたり、中小小売商業の国民経済における重要な役割にかんがみ、中小小売商業対策の一層の拡充強化に努めるとともに、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 商店街整備計画、店舗共同化計画又は連鎖化事業計画の認定基準の設定にあつては、中小小売商業者が広くこれらの計画に参加しうるよう配慮するとともに、計画の認定においても弾力的な運用に努めること。

二 認定計画に基づく商店街整備等の事業その他中小小売商業者の経営近代化事業の円滑な実施を図るため、中小企業振興事業団及び政府関係中小企業金融機関の融資規模の大幅拡大、融資条件の緩和に努めるとともに、特に小規模小売商業者については、経営の指導及び診断、情報

の提供等の施策を一層拡充すること。

三 特定連鎖化事業の適正な運営と加盟者の利益を保護するため、本部事業者に対して約款内容の指導等を行なうとともに、特定連鎖化事業における特定の不正な取引方法の指定について検討すること。

昭和四十八年六月十四日 衆議院會議録第四十三号

一〇〇四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部五十円
(送料別)

発行所
東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(六代)